

性能評価センター機械施設保全業務における
民間競争入札実施要項（案）

令和 5 年〇月

国土交通省航空局

《《《目次》》》

趣旨	3
1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	13
3. 入札参加資格に関する事項	13
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	16
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	18
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	19
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項	19
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	20
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	24
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	24
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	25
別紙－1 保全業務対象設備一覧表	
別紙－2 空気環境測定対象一覧表	
別紙－3 保全業務周期一覧表	
別紙－4 発電設備保守項目表	
別紙－5 無停電電源設備保守項目表	
別紙－6 評価表	
別紙－7 従来の実施状況に関する情報の開示	
別紙－8 競争参加資格確認申請書	
別紙－9 企画書	
別紙－10 誓約書	
別紙－11 意見聴取対象者リスト	
別紙－12 参考図面	

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省航空局（以下「当局」という。）は、公共サービス改革基本方針（令和5年7月4日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された性能評価センター機械施設保全業務（以下「本保全業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第9条第2項第1号又は第14条第2項第1号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

（1）対象施設の概要

対象施設である国土交通省航空局交通管制部管制技術課性能評価センター（以下「性能評価センター」という。）は衛星を使った航空管制サービスの提供に必要な装置の運用を行うとともに、航空機運航、航空管制の必須要素である通信、航法、監視の各分野において提供されている航空管制サービスの品質性能を監視・分析・評価し、安全性及び運航便益の向上に寄与する施設である。

施設名：性能評価センター

所在地：茨城県常陸太田市白羽町朝日向 1715

建物延床面積：10,842 m²

建物：2棟、地上3階

（2）業務の対象と業務内容

本保全業務は、性能評価センターにおいて管理する機械施設（機械設備及び電源設備）を常時良好な状態に保つように点検等及び保守を行い、機能維持を図るものである。対象となる詳細な機械施設は別紙-1「保全業務対象設備一覧表」に規定される施設とする。

本保全業務は、定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、常駐保守、執務室環境測定、草刈り、緊急保守からなり、詳細は1. 1. 1（4）に示す。

1. 1. 1 点検等及び保守

（1）用語の定義

用語については、以下の項目による。それ以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（（財）建築保全センター発行（以下「共通仕様書」という。））第1編一般共通事項、第1章一般事項、1. 1. 2 用語の定義による。

①「監督職員」とは、共通仕様書における「施設管理担当者」をいう。

- ②「業務責任者」とは、契約書における「作業責任者」をいう。
- ③「緊急保守」とは、台風、暴風雨、地震等の自然災害の発生直後及び本保全業務対象施設の不具合発生時に、臨時に行う保守をいう。

(2) 履行場所

性能評価センター：茨城県常陸太田市白羽町朝日向1715

(3) 一般事項

①一般事項

- 1) 本保全業務の着手に先立ち、各設備の設備図面、完成図書等に基づき、各機器の特性、取扱方法を十分把握したうえで着手する。
- 2) 本実施要項に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。
また、本実施要項に規定のない事項であっても、技術上、当然実施すべき事項については受注者の負担において実施する。

(4) 本保全業務の内容

①本保全業務範囲

対象施設、保全業務周期等は、下記のとおりとする。

別紙－1 「保全業務対象設備一覧表」

別紙－2 「空気環境測定対象一覧表」

別紙－3 「保全業務周期一覧表」

なお、周期の表記は以下のとおりとする。

- 1) 「1D」は、1日ごとに行うものとする。
- 2) 「1W」は、1週ごとに行うものとする。
- 3) 「2W」は、2週ごとに行うものとする。
- 4) 「1M」は、1月ごとに行うものとする。
- 5) 「3M」は、3月ごとに行うものとする。
- 6) 「6M」は、6月ごとに行うものとする。
- 7) 「1Y」は、1年ごとに行うものとする。

②本保全業務の報告

保全業務報告書の作成に当たり、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成30年版）」によるほか、監督職員と協議する。

また、必要に応じて写真等を添付する。写真撮影の要領は、(一社)公共建築協会編集「工事写真の撮り方建築設備編」（最新版）による。

③業務関係者

1) 業務責任者

業務責任者は、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために連絡調整を行うこ

とから、その配置条件として、「高圧受配電設備及び発電設備」又は「高圧受配電設備及び無停電電源設備（並列冗長システム）」に係るいずれかの保全業務の良好な実務経験を2件以上有し、かつ電気主任技術者として電気設備の維持管理業務に係る実務経験を7年以上又はこれと同等の能力（電気設備に関する知識等を有していることが証明出来る資格の保有）と実務経験15年以上（電気に関連する学科の履修においては、大学卒・短大卒・高専卒は11年以上、高校卒は13年以上）を有する技術者を配置する。

2) 業務担当者

業務担当者は、本保全業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、関係法令及び仕様書等の定めによる法定資格を有する者が当該作業等を行うよう配置する。

④本保全業務条件及び内容

1) 定期点検及び保守

定期点検及び保守は、共通仕様書第2編及び下記に基づき、原則として官庁執務時間（08：30～17：00）内に実施する。

ア. 機械設備

A. 自動制御盤（1M点検）

自動制御盤の1M点検は、下表の項目による。

点検項目	点検及び保守内容
1 キャビネット	①盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。
	②雨水侵入、結露等の有無を点検する。
	③外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。
2 導電部	①汚れ、異物や塵埃の堆積等の有無を点検する。
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。
3 機器、制御回路	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。
	②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。
	③単位装置毎に手動又は試験運転を行い、運転電流を確認する。
	④換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検する。
	⑤警報装置の作動の良否を点検する。

B. 送風機（1M点検）

送風機の1M点検は、下表の項目による。

点検項目	点検及び保守内容
1 外観の状況	①汚れの有無を点検する。
	②腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。

2 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。
	②運転電流が、定格値以下であることを確認する。
3 軸受	①発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。

C. 受水槽、中継タンク

受水槽、中継タンクの点検清掃は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。
 なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

D. 浄化槽

浄化槽の点検清掃は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。
 なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。
 また、浄化槽用殺菌・消毒剤（水処理用塩素剤 XB-90H 相当品）26kg/年は受注者にて用意するものとする。

E. 拡散蒸発散槽

下記の項目により、拡散蒸発散槽の点検清掃を実施する。

- ・各部品の外観、水位及び検視筒水位を点検する。
- ・各保護筒、ろ過筒及び分水溝の内部を清掃する。

拡散蒸発散槽の点検清掃は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。
 なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

F. 法定検査

公的検査機関により下記の法定検査を実施する。

なお、これに要する手数料は、受注者の負担とする。

- a. 給水施設（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に準拠）
 の水質検査。（第四条（飲料水に関する衛生上必要な措置等））

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく（16項目・11項目・
 消毒副生成物12項目）水質検査
 ただし、消毒副生成物12項目検査は6月1日から9月30日までに実施すること。

- b. 空調機器用水のレジオネラ症防止作業

レジオネラ属菌検査を年1回実施すること。

- c. 浄化槽の定期検査

浄化槽法第11条の規定による検査

なお、浄化槽の定期検査は茨城県指定検査機関にて行う。

イ. 電源設備

A. 発電設備

発電設備の保守は、別紙－4「発電設備保守項目表」による。

B. 燃料の地下貯蔵タンク

消防法第14条の3の2に基づき、発電設備の地下燃料タンク及び燃料埋設配管の漏洩点検を行うものとし、詳細は「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（消防危第33号 平成16年3月18日）による。

漏洩点検は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。

なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

C. 無停電電源設備

無停電電源設備の保守は、別紙－5「無停電電源設備保守項目表」による。

(5) 運転・監視及び日常点検・保守

運転・監視及び日常点検・保守は、共通仕様書第3編（表3.4.1 自家発電装置4. 試運転は除外する。）及び以下に基づき、実施する。

①機械設備

1) 業務実施時間帯

（日常点検・保守） 08:30～17:00

（運転・監視） 00:00～24:00

2) 蓄熱槽（1M点検）

蓄熱槽※の1M点検は、下表の項目による。

点検項目

点検項目	点検及び保守内容
1 内部・外観の状況	①水槽内部の水位を検尺棒にて確認及び監視装置にて水位を確認し比較する。
	②マンホール蓋の損傷及び異常の有無を点検する。

※蓄熱槽とは空気熱源ヒートポンプ型にて冷水を作り貯蔵しておくための槽。

②電源設備

1) 業務実施時間帯

08:30～17:00

2) 運転監視項目

【発電設備】

機械施設監視制御装置から以下の項目及び共通仕様書により運転監視を行う。

①商用電源（常用系・予備系）受電の確認
②制御回路（制御モード）の確認
③電源切換接触器の位置確認
④保安及び警報装置の作動の有無確認

【無停電電源設備】

機械施設監視制御装置から以下の項目及び共通仕様書により運転監視を行う。

①交流入力電源の電圧、電流、力率の確認
②交流出力電源の電圧、電流、周波数、力率、電力の確認
③運用及び送電の各形態確認
④充電モード確認

⑤蓄電池の総電圧及び代表槽の電圧、液温度の確認

⑥保安及び警報装置の作動の有無確認

(6) 常駐保守

業務関係者は、以下に基づき機械施設監視制御装置等により各設備の状態監視を行う。

①機械設備

業務担当者は、以下に基づき監視装置等により各設備の状態監視を行う。

1) 業務実施時間帯

00:00～24:00

ただし、前項(5)運転監視及び日常点検・保守の①に示す時間帯については、同業務に本業務を兼ねることができる。

2) 業務実施体制

ア. 業務担当者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務積算要領 令和5年版」(以下「積算要領」という。)の表2.1技術者区分に規定する「保全技術員補」以上の資格を有する者とする。ただし、業務担当者の配置計画は、予め監督職員の承諾を得ること。

イ. 業務実施人数は1名以上とし、電源設備の業務担当者と重複しないこととする。

3) 休憩時間

休憩時間は、機械設備及び電源設備で重複させないこととし、予め監督職員の承諾を得ること。ただし、日中帯及び夜間帯にそれぞれ連続1時間設けることとする。

4) 監視対象設備

監視対象設備は運転監視及び日常点検・保守の対象の機械設備とする。

②電源設備

業務担当者は、以下に基づき機械施設監視制御装置等により各設備の状態監視を行う。

1) 業務実施時間帯

(平日)

16:30～09:00 夜間早朝常駐

(土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日))

00:00～24:00 終日常駐

ただし、前項(5)運転監視及び日常点検・保守の②に示す時間帯については、同業務に本業務を兼ねることができる。

2) 業務実施体制

ア. 業務担当者は、積算要領の表2.1技術者区分に規定する「保全技術員」以上の者とする。ただし、業務担当者の配置計画は、予め監督職員の承諾を得ること。

イ. 業務実施人数は、1)の時間中2)の者を1名以上配置し、機械設備の業務担当者と重複しないこととする。

3) 休憩時間

休憩時間は、機械設備及び電源設備で重複させないこととし、予め監督職員の承諾を得ること。ただし、日中帯及び夜間帯にそれぞれ連続1時間設けることとする。

4) 監視対象設備

監視対象設備は運転監視及び日常点検・保守の対象の電源設備とする。

(7) 執務環境測定

共通仕様書第5編第2章に基づき、空気環境測定を実施する。

(8) 草刈り

設備機能維持のため、別紙-12「草刈り対象区域」に示す範囲の草刈りを行う。

草刈りの長さの目安は5cm以下とする。

必要な機材等は受注者にて準備することとし、作業前に監督職員の承諾を得ること。

作業の実施時期は別紙-3「保全周期一覧表」の3.3浄化槽に示す。

なお、薬剤の散布は厳禁とする。

(9) 緊急保守

受注者は、台風、暴風雨、地震等の発生直後並びに機械施設の不具合が発生した場合は、緊急保守を実施する。また、監督職員又は国土交通省東京航空局東京空港事務所より緊急保守の要請を受けた場合は、緊急連絡体制表に従い迅速に対応し早期復旧に協力する。

なお、この場合に要する費用については、監督職員と別途協議する。

(10) 業務検査

受注者は、契約書に基づき業務の完了したとき、又はその支払に係る請求を行うときは、規定の書類のほか、次の書類を用意し、検査職員による業務検査を受けなければならない。

検査に合格した場合、当該部分に係る請負代金を請求することができる。

- ①業務計画書、業務報告書
- ②その他検査職員の指示するもの

1. 1. 2 注意事項

(1) 業務管理

- ①業務責任者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合には遅滞なく業務担当者に周知し、安全を図ること。
- ②受注者等は、本保全業務の実施において安全上の問題等が発生した場合には遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力し、適切な措置と再発防止策を実施すること。
- ③受注者及び業務関係者は、本保全業務において障害や不安全な事象等が発生した場合には必要に応じて監督職員と協力して状況調査や原因究明に努めること。
- ④受注者等は、本保全業務においてヒヤリ、ハットしたことや不安全な箇所の状態等、安全に関する情報を積極的に収集し、監督職員に書面をもって報告すること。
- ⑤受注者及び業務関係者は、発注者が行う安全に関する活動、会議、ミーティング等に応じ参加すること。

(2) 立入申請

受注者は、本保全業務を行うため庁舎等への立入に際しては、速やかに性能評価センターの承認等必要な手続を行うこと。

(3) 服装等

業務関係者は、身分を明らかにするため身分証明書を携帯し、名札又は腕章等を着用して業務を行うこと。なお、身分証明書及び名札又は腕章等の形式は、あらかじめ業務計画書に記載すること。

(4) 関連業務

性能評価センターが実施する業務であって、本保全業務に密接に関連するものについては、監督職員の指示に従い、互いの工程進捗に支障のないように努めること。

(5) 業務習熟訓練等

- ①受注者は、業務関係者に対して本保全業務を遂行する上で必要な保守マニュアル、取扱要領、操作要領等を用いて計画的に習熟訓練等を行うこと。
- ②受注者等は、業務習熟訓練等の実施計画及び報告を書面により監督職員に提出すること。
- ③受注者及び業務関係者は、性能評価センターが実施する緊急時対応訓練に必要に応じて参加すること。

(6) 航空保安施設の認識

受注者及び業務関係者は、機械施設が航空保安施設の運用に極めて重要な設備であることを十分認識し、これら施設の運用に支障を与えないよう本保全業務を実施すること。

万一、施設の運用に支障を与えるおそれのある場合は、事前に監督職員にその旨を連絡し、その指示に従うとともに最短時間内に当該事項を処理すること。

(7) 施設の賠償責任

受注者及び業務関係者は、機械施設又はその他の施設等を故意又は過失によって、破損・汚損若しくは滅失してはならない。

万一これらを破損・汚損若しくは滅失した場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の負担において修復又は賠償すること。

(8) 鍵の貸与

本保全業務に必要な鍵については、契約後、必要数量を貸与する。貸与された鍵は監督職員の指示する管理要領に基づき、受注者にて責任をもって管理し、業務終了後、速やかに返却すること。

(9) 駐車場の利用

受注者は、本保全業務に必要な車両のための駐車場を利用することが出来る。

なお、利用に際して事前に性能評価センターの承認を受けたのち、監督職員の指定する駐車区域に駐車すること。

(10) 廃棄物の処理等

発生材廃棄物の集積場所は、監督職員の指示する場所とする。

1. 1. 3業務の引継ぎ

(1) 当局からの引継ぎ

当局は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者に対して必要な措置を講ずる。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、当局から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、当局の負担となる。

(2) 本業務終了の際の引継ぎ

当局は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、本業務を受注した受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の業務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した受注者の負担となる。

1. 2 サービスの質の設定

本保全業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 本保全業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
性能評価センターの職員及び関係者に対して良好な環境を提供する。	信頼性の確保	機器の不具合における障害の緊急時の対応を全て行うこと。	障害時の緊急時の対応未実施件数0件を目標とする。
	安全性の確保	本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センター内での作業員等の人身事故がないこと。	作業員等の人身事故の発生件数0件を目標とする。
	品質の維持	本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生がないこと。	性能評価センターの機械施設の不具合発生件数0件を目標とする。

1. 2. 2 本保全業務の各作業種別において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、本保全業務における現行基準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

(1) 定期点検等及び保守

指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。

(2) 運転・監視及び日常点検・保守

- ① 指定された業務を実施して、機械施設の異常又は異常の予兆を把握すること。
- ② 障害発生時に状況を把握して、連絡体制表に基づき迅速かつ適切に関係各者へ連絡すること。

(3) 緊急時の対応

復旧に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。

1. 3 創意工夫の発揮可能性

本保全業務を実施するに当たっては、以下の観点から受注者の創意工夫を反映し、包括的な質の向上、効率化の向上、信頼性の向上等公共サービスの質の向上に努めるものとする。

(1) 本保全業務の実施全般に対する改善提案

受注者は、本保全業務の質の向上について改善すべき提案がある場合は、別途定める様式（別紙－９－５）に従い、具体的な方法等を提案すること。

(2) 本保全業務の実施方法に対する改善提案

受注者は、本保全業務の実施方法について、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式（別紙－９－６、９－７）に従い、具体的な方法等を提案すること。ただし、現行以上の質のレベルが確保できる根拠等を示すこと。

1. 4 請負費の支払方法

(1) 当局は、事業期間中の検査・監督を行い、業務の質及び最低水準の確保の状況を確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、業務の質及び最低水準の確保がなされていない場合、当局は業務を行うように指示し、受注者に対し速やかに業務改善書を当局に提出させるものとする。当局は業務改善の確認ができない限り請負費の支払は行わないものとする。

(2) 請負費の支払に当たっては年４回までとし、受注者は当該月分の業務完了後、当局との間で定める書面により支払請求を行い、当局は、これを受領した日から３０日以内に業務の達成状況に応じた金額を受注者に支払うものとする。

(3) 本保全業務に係る支払は発注者、準天頂衛星システムサービス株式会社及び内閣府宇宙開発戦略推進事務局で分担し、分担後の金額をもってそれぞれから指定口座へ振り込むものとする。

1. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 保守用工具類

本保全業務に必要な工具、計測機器等の機材は、各設備に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(2) 保守材料

本保全業務に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、発注者から支給されるものは除く。

清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(3) 光熱水料及び電話

本保全業務の実施に必要な電気・水道等の使用に係る費用については無償とする。ただし、本保全業務に必要な外線電話等の使用にかかる費用については受注者の負担とする。

(4) 事務室等

本保全業務の実施に必要な居室として、監督職員が指示する場所について無償で貸与する。

受注者は、発注者からの貸与を受けた場合は、業務責任者が適切に管理し使用しなければならない。本保全業務以外の用に供してはならない。

また、これらを発注者に返還する際は、原状に回復すること。

(5) 貸与資料

業務の実施に先立ち、次の関係書類の貸与を受けることができる。なお、業務終了後速やかに返却すること。

①設備関連

・施設台帳 ・現況図 ・予備品管理リスト

②点検記録関連

・点検記録 ・障害記録 ・修繕記録 ・更新記録

③図面類

・完成図書 ・各種施工図 ・機器完成図 ・試験成績書

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には当局が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

②消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号又は第14条第2項第2号）

本保全業務の実施期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

本入札に係る落札及び契約締結は、本保全業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第9条第2項第3号及び第3項又は第14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続を行った者であること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）。
- (6) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし(4)の競争参加資格を継続する為に必要な手続を行った者を除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「企画書」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること（ただし、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本保全業務に従事させないこと。）。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札公告に記載する交付方法により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- (11) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官国土交通省航空局長が以下に定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。
- ①次に掲げる保全業務の業務実績があること。
平成21年4月以降に元請として完了（履行中のものは除く。）した、下記の要件を満たす「A. 機械設備保全業務」及び「B. 電源設備保全業務」の保全業務の実績を1件以上有すること。
- A. 機械設備保全業務
- ア. 空調規模：空調対象床面積3,000㎡以上
 - イ. 空調方式：中央熱源方式及び個別空調方式
 - ウ. 制御方式：電子式又はDDC方式
 - エ. 監視方式：中央監視方式
- ただし、ア. からエ. は同一契約の保全業務であること。
- B. 電源設備保全業務
- ア. 高圧受配電設備
 - イ. 発電設備：常用又は非常用発電設備（内燃機関駆動式自家用電気工作物に限

- る)
ウ. 無停電電源設備：複数台並列冗長システム
ただし、保全業務実績はア. 及びイ.、又はア. 及びウ. のいずれかでよい。

②次に掲げる実務経験等を有し、入札日以前に3カ月以上の直接的な雇用関係がある業務責任者を保全業務に配置できること。

「高圧受配電設備及び発電設備」又は「高圧受配電設備及び無停電電源設備（並列冗長システム）」に係るいずれかの保全業務の良好な実務経験を2件以上有し、かつ電気主任技術者として電気設備の維持管理業務に係る実務経験を7年以上又はこれと同等の能力（電気設備に関する知識等を有していることが証明出来る資格の保有）と実務経験15年以上（電気に関連する学科の履修においては、大学卒・短大・高専卒は11年以上、高校卒は13年以上）を有する者。

(12) 入札参加グループでの入札について

①適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加する。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。

②入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

③入札参加グループの代表企業は、上記（1）から（11）までの全ての要件を満たし、かつグループを統括できる業務責任者を配置できる体制を有すること。また、入札参加グループの構成員は、上記（1）から（10）までのうち（4）を除く全ての要件を満たしていること。

④入札参加グループの有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- ・ 契約の相手方となった者
競争参加資格があると決定したときから請負代金の完了払をしたときまで
- ・ 契約の相手方とならなかった者
競争参加資格があると決定したときから契約の相手方が確定したときまで

4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第9条第2項第4号又は第14条第2項第4号)

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

手続	スケジュール
入札公告	令和5年12月中旬頃
入札説明書の交付	令和5年12月中旬頃
競争参加資格の審査	令和6年1月下旬頃
入札等に関する質疑応答期限	令和6年2月上旬頃
入札書の提出期限	令和6年2月中旬頃
開札・落札者予定者等の決定	令和6年2月中旬頃
契約締結	令和6年4月1日

(2) 入札の実施手続

①入札説明書交付後の質問受付

入札公告以降、当局において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明書交付後に、当局に対して質問を行うことができる。質問内容及び当局からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

②提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本業務の実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び企画書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。

本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、下記「5.」で示す審査を受けるために、次の事項を記載する。

1) 競争参加資格確認申請書【別紙－8】

入札参加グループで参加する場合は、入札参加グループ全構成員の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）及び入札参加グループ協定書の写しを添付すること。

2) 企業の代表責任者及び本業務担当者【別紙－9－1】

入札参加グループで参加する場合は、構成員の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者を記載すること。

3) 業実績及び配置予定業務責任者【別紙－9－2】

3.(11) で示す業務の実績及び配置予定の業務責任者を記載すること。

記載内容が確認できる必要最小限の資料（契約書の写し及び仕様書並びに業務経歴等）を提出すること。

4) 本業務実施の考え方【別紙－9－3】

上記「1」で示す業務ごとの年次計画、本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

5) 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法【別紙－9－4】

上記「1」で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

（業務ごとに担当企業が異なる場合は、業務ごとに作成する。）

6) 必要とされる資格を証明する書類の写し【別紙－9－4に添付】

7) 緊急時の体制及び対応方法【別紙－9－4】

緊急時（管理・運營業務の実施に当たり通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

8) 業務に対する提案事項【別紙－9－5、別紙－9－6、別紙－9－7】

ア. 本保全業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

別紙－9－5に従い、本保全業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ. 従来の実施方法に対する改善提案

従来の実施方法（6. で開示された既存の仕様書等に示された内容）に対して提案を行う場合、別紙－9－6及び別紙－9－7に従い、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

9) 誓約書【別紙－10】

入札参加者は、法第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと等に関する誓約書を提出すること。

10) 意見聴取対象者リスト【別紙－11】

入札参加者は開札後、航空局の求めに応じ、速やかに意見聴取対象者リストを提出すること。

③紙入札方式による開札に当たっての留意事項

1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

2) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

3) 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

4) 入札参加者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第9条第2項第5号又は第14条第2項第5号）

本保全業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。なお、企画書の評価は、当局の職員が行うものとする。

（1）落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための審査は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるかについて行うものとする。

審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。

全て満たした場合は業務実施が十分可能であることから合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

①実施体制

1) 各業務の業務水準が維持される体制であるか。

2) 資格者が適切に配置されているか。

3) グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。

②業務に対する認識

1) 3.（11）で示す業務実績及び配置予定の業務責任者を記載されているか。

2) 本保全業務の目的を理解し、具体的な取組事項が考えられているか。

3) 本保全業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

③保全業務全般に係る業務に関する提案

1) 本保全業務の実施全般に対する質の確保に関する提案がされているのか。

2) 従来の実施方法に対する改善提案がなされているか。

④緊急時等への対応について

1) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

2) 本保全業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。

（2）落札者決定に当たっての実施方法

①落札予定者の決定方法

3. に示す入札参加資格要件を満たし、企画書の審査において合格となった者で、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）が、入札参加者中で最も低い者を落札予定者として決定する。

② 留意事項

- 1) 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、入札価格の最も低い1者を落札予定者とする可能性がある。
- 2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない、又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない当局職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- 3) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額等について、公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合、初回の入札において入札参加者がなかった場合、又は必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第9条第2項第7号及び第4項又は第14条第2項第6号及び第4項）

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別添一7「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第9条第2項第8号又は第14条第2項第7号）

本保全業務の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。また、当該国有財産を損傷した場合は、受注者は原状回復の上、当局へ返却すること。

(1) 使用できる部屋

中央監視室、待機室

(2) 使用できる設備、備品

中央監視室：事務機1台、会議机2台、椅子8脚、書庫10面、内線電話1台、

冷蔵庫 1 台、電子レンジ 1 台
待機室：内線電話 1 台、エアコン 1 台

ただし、受注者において持ち込んだ設備、機器等については、契約終了までに撤去し原状回復すること。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 9 条第 2 項第 11 号又は第 14 条第 2 項第 9 号）

8. 1 報告等について

8. 1. 1 業務計画書の作成と提出

業務責任者は、本保全業務の実施に先立ち本保全業務の詳細について監督職員と打ち合わせを行い、その結果に基づいた実施要領、実施体制、年間実施計画表、緊急連絡体制表、保全業務報告書等の様式、共通仕様書に記載する作業計画書、その他監督職員の指示する書類を 3 部（内 1 部返却用）提出し、監督職員の承諾を受ける。

8. 1. 2 業務報告書の作成と提出

受注者は、本保全業務の履行結果を正確に記載した業務報告書（定期・緊急・安全情報）、業務日誌（運転・監視、日常点検・保守）、業務担当者配置計画・実績表、月間保全業務計画・実行表を作成し提出する。

（1）受注者は、業務日誌を毎日、業務終了後に作成し翌日までに提出すること。ただし、翌日が休日となる場合は休日明けの提出とする。

（2）受注者は、業務報告書を該当する保全作業終了後、月末までに作成し提出すること。

（3）受注者は、業務担当者配置計画表、月間保全業務計画表を月末までに作成し提出すること。

（4）受注者は、業務担当者配置実績表、月間保全業務実行表を翌月早々に作成し提出すること。

8. 1. 3 当局の検査・監督体制

受注者からの報告を受けるに当たり、検査・監督体制は性能評価センターの検査職員及び監督職員を任命する。

8. 2 当局による立入検査への協力

当局は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、受注者に対し、本保全業務に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所（業務実施場所を含む）に立ち入り、業務の実施の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を実施する当局の職員は、検査等を行う際には当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8. 3 指示について

当局は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8. 4 秘密の保持

受注者は、本保全業務に関して当局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその社員その他の本保全業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法54条により罰則の適用がある。

8. 5 契約に基づき受注者が講ずべき措置

8. 5. 1 業務の開始及び中止

(1) 受注者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本保全業務を開始しなければならない。

(2) 受注者は、やむを得ない事由により本保全業務を中止しようとするときは、あらかじめ当局の承諾を受けなければならない。

8. 5. 2 金品等の授受の禁止

受注者は、本保全業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

8. 5. 3 宣伝行為の禁止

(1) 受注者及び本保全業務に従事する者は、本保全業務の実施に当たり、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

(2) 受注者及び本保全業務を実施する者は、本保全業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

8. 5. 4 法令の遵守

受注者は、本保全業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

なお、これらに必要な届出は別に定めている場合を除き、監督職員と協議のうえ受注者にて処理を行う。また、本保全業務における点検は、必要に応じ「建築基準法」及び「官公庁施設の建設等に関する法律」による点検とする。

8. 5. 5 安全衛生

受注者は、本保全業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8. 5. 6 記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度ごとに本保全業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本保全業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8. 5. 7 権利の譲渡

受注者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8. 5. 8 権利義務の帰属等

(1) 本保全業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

- (2) 受注者は、本保全業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ当局の承諾を受けなければならない。

8. 5. 9 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、本保全業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 受注者は、本保全業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- (3) 受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで当局の承諾を受けなければならない。
- (4) 受注者は、上記（2）及び（3）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (5) 再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当局との契約によらない自らの業務の禁止については、受注者と同様の義務を負うものとする。
- (6) 受注者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

8. 5. 10 契約内容の変更

当局及び受注者は、本保全業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承認を受けることとする。

8. 5. 11 契約の解除

当局は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満さなくなったとき。
- (3) 本契約に従って本保全業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 上記（3）に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 受注者又はその他の本保全業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本保全業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 暴力団員を業務の統括にする者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8. 5. 12 契約解除時の取扱い

- (1) 上記8. 5. 11に該当し、契約を解除した場合には、当局は受注者に対し、当該解除の日まで本保全業務を契約に基づき実施した期間に係る請負費を支給する。

- (2) この場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として当局の指定する期間内に納付するとともに、当局との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。
- (3) 当局は受注者が前項の規定による金額を当局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (4) 当局は契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8. 5. 13 不可抗力免責

受注者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

8. 5. 14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と当局が協議をするものとする。

8. 5. 15 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本保全業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

8. 5. 16 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、当局の承諾を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産、又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

8. 5. 17 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- (1) 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は当局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として当局の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ① 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく 排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提

出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- ④ 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同項第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (2) 受注者は上記(1)の規定による金額を当局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により当局の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号又は第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- ① 当局が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は当該受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存する場合は、当局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 当該受注者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- ③ 当該受注者が本契約に違反したことによって、又は当該民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって当局に損害を与えたときは、当該受注者は、当局に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号又は第14条第2項第11号）

10. 1 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和8年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和8年3月31日時点における状況を調査するものとする。

10. 2 調査方法

当局は受注者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

ただし、本実施要項（1. 2. 1）における業務の質として設定した項目については、随時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。

また、必要に応じて従来の実施状況との比較分析を行うものとする。

10.3 調査項目

本実施要項（1.2.1及び1.2.2）に示すサービスの質に関する項目に業務の本実施要項（1.3）での提案を反映し確定した業務の履行状況。

10.4 上記調査項目に関する内容については、本保全業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ令和8年5月を目処に提出するに当たり、当局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表対象公共サービスの実施については、本実施要項（8.1）に示す報告等を踏まえ、当局において年度毎に取りまとめて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、当局は、受注者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、本保全業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

11.2 当局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら、又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本保全業務の実施状況に係る監督は本実施要項（8.1.3（1））により行うこととする。

11.3 受注者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 受注者の責務等

本保全業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

11.3.2 罰則等

（1）次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

① 本実施要項（8.1.1及び8.1.2）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項（8.2）による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

② 正当な理由なく、本実施要項（8.3）による指示に違反した者

（2）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記（1）の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記（1）の刑を科されることとなる。

11.3.3 会計検査について

受注者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び26条により、会計検査院の実地の検査を受け、同院から直接又は当局を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

保全業務対象設備一覧表

別紙－1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
I. 機械設備							
1.	空気調和設備						
1.1	冷熱源機器						
(1)	空冷ヒートポンプチラー (HP-1、2)	東芝キャリア㈱	型式 冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW) 冷温水循環量 (L/min) 圧縮機 主電動機 冷媒	HEATEDGE32 (RUAGP511F) 180 200 150～600 全密閉ロータリ式 12.5×4 R32	4台	熱源機械室	
(2)	パッケージ形空調機 防災・警備室 (ACP-1) 室外機ACPC-1	東芝キャリア㈱	型式 形式 冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW) 室内送風機 風量 (m ³ /min) 法定冷凍能力 圧縮機 冷媒	AID-RP803H 天井埋込形ダクトタイプ 7.1 8.0 3φ 200V 0.25kW 24 1.33トン 3φ 200V 1.65kW R32	1組	防災・警備室天井内 業務棟屋上	

保全業務対象設備一覧表

別紙－ 1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
	施設運用管理官事務室 (ACP-2) 室外機ACP-2	東芝キャリア(株)	型式 形式 冷房能力 (kW) 暖房能力 (kW) 室内送風機 風量 (m³/min) 法定冷凍能力 圧縮機 冷媒	AID-AP2242H 天井埋込形ダクトタイプ 20.0 22.4 3φ 200V 0.94kW 76 3.15トン 3φ 200V 4.74kW R410A	1組 (2台)	施設運用管理官 事務室天井内 業務棟屋上	
1.2	冷暖房関連機器						
(1)	ヘッダー 冷水往1次 (CSH-1)	森松工業(株)	型式 寸法 (mm)	SGP-E-200A×5.8t 204.7φ 1600L	2基	熱源機械室	
	冷水往1次 (CSH-2)	森松工業(株)	型式 寸法 (mm)	SGP-E-250A×6.6t 254.2φ 3000L	2基	熱源機械室	
	冷水往2次 (CSH-3)	(株)島倉鉄工所	型式 寸法 (mm)	300A SGP-E 318.5φ 2550L	2基	熱源機械室	
	冷水往 (CSH-4)	(株)島倉鉄工所	型式 寸法 (mm)	250A SGP-E 267.4φ 3380L	2基	空調機械室1	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
	温水往1次 (HSH-1)	森松工業㈱	型式 寸法 (mm)	SGP-E-200A×5.8t 204.7φ 2660L	2基	熱源機械室	
	温水往2次 (HSH-2)	森松工業㈱	型式 寸法 (mm)	SGP-E-250A×6.6t 254.2φ 3000L	2基	空調機械室1	
	温水往 (HSH-3)	㈱島倉鉄工所	型式 寸法 (mm)	250A SGP-E 267.4φ 3270L	2基	空調機械室1	
	冷水還1次 (CRH-1)	森松工業㈱	型式 寸法 (mm)	SGP-E-250A×6.6t 254.2φ 2500L	2基	熱源機械室	
	冷水還 (CRH-2)	㈱島倉鉄工所	型式 寸法 (mm)	250A SGP-E 267.4φ 3350L	2基	空調機械室1	
	温水還1次 (HRH-1)	森松工業㈱	型式 寸法 (mm)	SGP-E-200A×5.8t 204.7φ 2000L	2基	熱源機械室	
	温水還 (HRH-2)	森松工業㈱	型式 寸法 (mm)	SGP-E-250A×6.6t 254.2φ 1985L	2基	空調機械室1	
	温水還 (HRH-3)	森松工業㈱	型式 寸法 (mm)	SGP-E-250A×6.6t 254.2φ 1965L	2基	熱源機械室	
	給水ヘッダー (WTH-1)	㈱島倉鉄工所	型式 形式 寸法 (mm)	150A SGP-E 内面塩ビライニング 鋼製 165.2φ 2000L	1基	空調機械室1	
(2)	膨張タンク 温水用 (EXT-1)	日立機材㈱	型式 全容量 (L) 有効容量 (L) 用途	EX-120V 259 109 温水系統	2基	熱源機械室	第二種圧力容器

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
(3)	自動呼水装置 (V-1)	(株)相互ポンプ製作所	型式 形式 全容量 (L) 有効容量 (L) 用途	SAP-500-6 重力呼式 184 147 冷水ポンプ用	2 基	熱源機械室	・対象ポンプ PC-1, 2, 3 各4台 計12台
(4)	ユニット型空気調和機 インテリア系統 (AC-1)	昭和鉄工(株)	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 給気風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	ZCH-440EK 240 210 37250 3φ 200V 30kW 543 7 45 55.0 1φ 200V	1 台	空調機械室 1	MFA7-40-301-153×1
	ペリメータ系統 (AC-2)	昭和鉄工(株)	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 給気風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C)	CH-220EK 81 34 18400 3φ 200V 11kW 160 7 70 45	1 台	空調機械室 1	

保全業務対象設備一覽表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
ホール系統 (AC-3)	昭和鉄工㈱	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 給気風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	ZCH-080EK 70 82 6500 3φ 200V 3.7kW 201 7 219 45 25.0 1φ 200V	1台	空調機械室1	MFA7-40-106-85×1
監視室系統 (AHU-1)	昭和鉄工㈱	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	CH-130EK 53 21 11920 3φ 200V 5.5kW 149 7 58 45 9.0 1φ 200V	1台	空調機械室2	MFA7-40-76-100×1
CVC F室系統 (AHU-2)	昭和鉄工㈱	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	CH-250EK 57 --- 21900 3φ 200V 11kW 163 7 --- --- --- ---	2台	空調機械室2	

保全業務対象設備一覽表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
ATN/TTC/ GES機器室系統 (AHU-3)	昭和鉄工㈱	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	CH-540EK 125 26 45630 3φ 200V 30kW 359 7 75 45 17.0 3φ 200V	4台	空調機械室1	電算機室用 MFA7-40-91-92×1
GES/TTC/ MSAS運用室系統 (AHU-4)	昭和鉄工㈱	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	CH-490EK 89 8 43710 3φ 200V 30kW 256 7 57.5 45 16.0 3φ 200V	2台	空調機械室1	電算機室用 MFA7-40-91-161×1
MSAS機器室系統 (AHU-5)	昭和鉄工㈱	型式 冷却能力 (kw) 加熱能力 (kw) 風量 (m ³ /h) 送風機 冷水量 (L/min) 冷水入口温度 (°C) 温水量 (L/min) 温水入口温度 (°C) 水気化式加湿器 (kg/h) 加湿器	CH-340EK 36 36 30520 3φ 200V 18.5kW 104 7 104 45 19.0 3φ 200V	2台	空調機械室1	電算機室用 恒温恒湿機器 MFA7-40-166-130×1

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
(5)	空気清浄装置（電気集塵機） GES/TTC/ MSAS運用室系統 (AFE-4) AHU-4用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	縦型電気集塵 V-EII 43710 90 比色法 非再生式 2 3φ 200V 0.1kW	2台	空調機械室1	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 ガラスファイバ [®] -製 20m #6×2
(6)	空気清浄装置（自動巻取形） インテリア系統 (AFE-1) AC-1用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	縦型電気集塵 V-EII 39400 90 比色法 非再生式 2 3φ 200V 0.1kW	1台	業務棟1F空調機械室	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 ガラスファイバ [®] -製 20m #6×2
	ペリメータ系統 (AFE-2) AC-2用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	横型電気集塵 H-EII 16800 90 比色法 非再生式 1 3φ 200V 0.1kW	1台	業務棟1F空調機械室	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 ガラスファイバ [®] -製 20m #57
	ホール系統 (AFE-3) AC-3用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	横型電気集塵 H-EII 6730 90 比色法 非再生式 1 3φ 200V 0.1kW	1台	業務棟1F空調機械室	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 ガラスファイバ [®] -製 20m #45

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
監視室系統 (AFE-1) (AFE-1) AHU-1用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	横型電気集塵 H-EII 11920 90 比色法 非再生式 1 3φ 200V 0.1kW	1台	空調機械室2	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 グラスファイバ [®] -製 20m #57
ATN/TTC/ GES機器室系統 (AFE-3) AHU-3用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数	縦型電気集塵 V-EII 45630 90 比色法 非再生式 3	4台	空調機械室1	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 グラスファイバ [®] -製 20m #4×2、#5×1
MSAS機器室系統 (AFE-5) AHU-5用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	縦型電気集塵 V-EII 30520 90 比色法 非再生式 2 3φ 200V 0.1kW	2台	空調機械室1	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 グラスファイバ [®] -製 20m #5×2
受配電室系統 (AFU-1) 受配電室チャンバー	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 電動機	ろ材自動巻取式 V-F2 41620 85 質量法 v=2.5m/s デアロールG 3φ 200V 50w	1台	業務棟2F受配電室	微差圧計付タイマー巻取 グラスファイバ [®] -製 20m

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
(7)	一般事務室系統 (AFU-2)	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 電動機	ろ材自動巻取式 V-F2 45230 85 質量法 v=2.5m/s デアロールG 3φ 200V 50w	1台	ファンルーム3	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 グラスファイバー製 20m
	CVC F室系統 (AFE-2) AHU-2用	日本エアフィルター(株)	形式 型式 処理風量 (m ³ /h) 粉じん捕集率 (%) 捕集率測定法 ろ材 ろ材数 電動機	横型自動巻取 H-F 21900 85 重量法 非再生式 1 3φ 200V 0.1kW	2台	空調機械室2	微差圧計付タイマー巻取 プレフィルター付 グラスファイバー製 20m #57
	冷水ポンプ 冷水一次 (PC-1)	エバラ	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	渦巻き形 65X50FS2G53.7E 50 520 18 3φ 400V 3.7kW	4台	熱源機械室	
	冷水一次 (PC-2)	エバラ	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	渦巻き形 65X50FS2G53.7E 50 520 18 3φ 400V 3.7kW	4台	熱源機械室	
	冷水二次 (PC-3)	エバラ	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	渦巻き形 100X80FS2G515E 80 1540 33.5 3φ 400V 15kW	4台	熱源機械室	

保全業務対象設備一覧表

別紙 - 1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
(8)	温水ポンプ 温水循環(一次) (PH-1)	㈱荏原製作所	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	渦巻き形 65X50FS2G53.7E 50 520 20 3φ 200V 3.7kW	4台	熱源機械室	
	温水循環(一次) (PH-2)	㈱荏原製作所	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	渦巻き形 65X50FS2G53.7E 50 520 20 3φ 200V 3.7kW	4台	熱源機械室	
	温水循環(二次) (PH-3)	㈱荏原製作所	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	渦巻き形 65X50FS2G53.7E 50 436 27 3φ 200V 3.7kW	6台	熱源機械室	
(9)	蓄熱槽		形式 有効容量 (m ³)	15,000×18,750×H4,900 891.0	2槽	熱源機械室	防水層 : エパ-ライト工法, 一部にエポキシ防水層上塗り
1.3	ダクト及び配管						
(1)	吹出口・吸込口 (空調用・換気用)		型式	C2 : 114個, E2 : 3個, VHS : 47個 BL : 41個, GVS : 205個, OAG : 2個	412個		BL : BLS・BLD
(2)	ダクト (空調用・換気用)				1402m		
(3)	ダンパー (空調用・換気用)		型式	VD : 73個, MD : 9個, MD-G : 3個 CD : 43個	128個		
(4)	可変風量ユニット		型式	VAV : 38個, CAV : 2個	40個		
(5)	配管				1192m		
(6)	弁		口径	50mm未満 : 155個 100mm未満 : 62個 200mm未満 : 86個	303個		

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
1.4	中央監視制御設備 中央監視装置	横河ジョンソン コントロールズ(株)	型式 オペレータ ワークステーション メッセージプリンター レーザープリンター 無停電電源装置 防災インターフェース盤 パネルコンピュータ 無停電電源装置	MU55-A_1200*L FC-28V/S2MZ FlexScan S1921-SH VP-4300 LBP7700C YUMIC-SHD080API NU61-B1100*C PL6931-T41_0048 SMU-HA102	1 式	中央監視室 防災・警備室	
2.	換気設備						
2.1	送風機 空調機械室 (FE-109)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 7SRM4 36600 340 3φ 200V 7.5kW ベルト掛け	1 台 (3本)	空調機械室 1 床置型	
	免震ピット (FE-110)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 41/2SRM4 13140 410 3φ 200V 3.7kW ベルト掛け	1 台 (2本)	免震ピット 床置型	
	熱源機械室 (FE-111)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 6SRM4 21000 260 3φ 200V 3.7kW ベルト掛け	1 台 (2本)	熱源機械室 床置型	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
空調機械室 2 (FE-204)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 21/2SRP31 3780 260 3φ 200V 0.75kW ベルト掛け	1台 (1本)	空調機械室 2 床置型	
受配電室 II (FE-304)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 51/2SRP31 21650 430 3φ 200V 5.5kW ベルト掛け	1台 (1本)	換気塔 床置型	
受配電室 I (FE-305)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 5SRM4 19970 400 3φ 200V 5.5kW ベルト掛け	1台 (2本)	換気塔 床置型	
リフレッシュルーム (FE-R01)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 1SRM4 550 180 3φ 200V 0.2kW ベルト掛け	1台 (1本)	ファンルーム 1 床置型	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
1階 倉庫1-2等 (FE-R02)	株荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 1SRM4 890 230 3φ 200V 0.4kW ベルト掛け	1台 (1本)	ファンルーム1 床置型	
1~3階 便所1 (FE-R03)	株荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 2SRM4 3660 290 3φ 200V 1.5kW ベルト掛け	1台 (1本)	ファンルーム2 床置型	
1~3階 便所2 (FE-R06)	株荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 11/2SRM4 1680 310 3φ 200V 0.75kW ベルト掛け	1台 (1本)	ファンルーム3 床置型	
消火設備室 (FS-103)	株荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 2SRM4 2900 180 3φ 200V 0.75kW ベルト掛け	1台 (1本)	消火設備室 天吊型	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
空調機械室1 (FS-104)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 8SRM4 36600 310 3φ 200V 11kW ベルト掛け	1台 (3本)	空調機械室1 床置型	
免震ピット (FS-105)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 5SRM4 13140 310 3φ 200V 3.7kW ベルト掛け	1台 (2本)	免震ピット 床置型	
熱源機械室 (FS-106)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 6SRM4 21000 300 3φ 200V 5.5kW ベルト掛け	1台 (2本)	熱源機械室 床置型	
空調機械室2 (FS-203)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 21/2SRM4 3780 260 3φ 200V 1.5kW ベルト掛け	1台 (1本)	空調機械室2 床置型	

保全業務対象設備一覧表

別紙 - 1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
	受配電室Ⅱ (FS-204)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 41/2SRM4 21650 360 3φ 200V 7.5kW ベルト掛け	1台 (3本)	受配電室Ⅱ 天吊型	
	受配電室Ⅰ (FS-205)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	片吸込多翼型 41/2SRM4 19970 340 3φ 200V 7.5kW ベルト掛け	1台 (3本)	受配電室Ⅰ 天吊型	
2.2	換気扇・斜流送風機 保守工作室 (FE-104)	㈱荏原製作所	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.15X 400φ 650 150 3φ 200V 0.15kW 直結	1台	保守工作室 1-1	
	電気室 1-I (FE-106)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-40GTV3 415φ 3840 100 3φ 200V 135W 直結 電気式	1台	電気室 1-I	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
電気室1-II (FE-107)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-45GTV3 460φ 2520 150 3φ 200V 245W 直結 電気式	1台	電気室1-II	
消火設備室 (FE-108)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-40GTV3 415φ 2900 100 3φ 200V 135W 直結 電気式	1台	消火設備室	
倉庫1-4 (FE-112)	㈱荏原製作所	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.27 400φ 820 160 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	倉庫1-4	
機材庫1-2 (FE-113)	㈱荏原製作所	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.15 400φ 770 120 3φ 200V 0.15kW 直結	1台	熱源機械室器材庫	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
保守工作室 1-2 (FE-114)	㈱荏原製作所	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ライファン 3LFM45.27 400φ 1090 160 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	保守工作室 1-2	
中継ポンプ小屋 (FE-116)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-35GSV3 358φ 410 100 1φ 100V 133W 直結 電気式	1台	中継ポンプ小屋	
蓄電池室 (FE-117)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-35GTU3 358φ 1600 60 3φ 200V 76W 直結 電気式	1台	蓄電池室	
電気室 2-I (FE-202)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-45GTV3 460φ 4200 100 3φ 200V 245W 直結 電気式	1台	電気室 2-I	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
電気室2-II (FE-203)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-45GTW3 460φ 3780 100 3φ 200V 245W 直結 電気式	1台	電気室2-II	
電気室3-I (FE-301)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-40GTW3 415φ 3360 100 3φ 200V 0.4kW 直結 電気式	1台	電気室3-I	
電気室3-II (FE-302)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (pa) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-40GTW3 415φ 3360 100 3φ 200V 255W 直結 電気式	1台	電気室3-II	
湯沸かし室1 (FE-R04)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.27 690 200 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	ファンルーム2	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
倉庫1 (FE-R05)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.27 240 200 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	ファンルーム3	
湯沸かし室2 (FE-R07)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.27 330 200 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	ファンルーム3	
ELV機械室 (FE-R08)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.15 1000 100 3φ 200V 0.15kW 直結	1台	ファンルーム3	
IDF室等 (ガス排気) (FE-R09)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 4LFTU51.2 2200 340 3φ 200V 1.2kW 直結	1台	ファンルーム3 天吊型	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
電気室1-I (FS-101)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-40GTV3 415φ 2520 100 3φ 200V 0.4kW 直結 電気式	1台	電気室1-I	
電気室1-II (FS-102)	パナソニックエコシステムズ㈱	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-40GTV3 415φ 2520 100 3φ 200V 135W 直結 電気式	1台	電気室1-II	
AHU-4用外気送風 (FS-107)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.27 330 200 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	空調機械室1 天吊型	
真空式温水発生機用給気 (FS-108)	㈱荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.27 840 150 3φ 200V 0.27kW 直結	1台	熱源機械室 天吊型	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
蓄電池室 (FS-109)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-35GTU3 358φ 1600 60 3φ 200V 76W 直結 電気式	1台	蓄電池室	
電気室2-I (FS-201)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-45GTV3 460φ 4200 100 3φ 200V 245W 直結 電気式	1台	電気室2-I	
電気室2-II (FS-202)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-50GTV3 504φ 3780 100 3φ 200V 366kW 直結 電気式	1台	電気室2-II	
AHU-1用外気送風 (FS-206)	(株)荏原製作所	形式 型式 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式	ラインファン 3LFM45.15 570 150 3φ 200V 0.15kW 直結	1台	空調機械室2 天吊型	

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
	電気室3-I (FS-301)	パナソニックエコシステムズ(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-45GTV3 460φ 3360 100 3φ 200V 245W 直結 電気式	1台	電気室3-I	
	電気室3-II (FS-302)	三菱電機(株)	形式 型式 呼番又は羽根径 送風量 (m ³ /h) 静圧 (pa) 電動機 伝達方式 シャッター	有圧扇 FY-45GTV3 460φ 3360 100 3φ 200V 245W 直結 電気式	1台	電気室3-II	
3.	給排水衛生設備						
3.1	給排水機器						
(1)	中継タンク (TT-1)	三菱樹脂(株)	型式 形式 有効容量 (m ³) 付属品	GSF型 6.0m ³ FRP複合版製 5.0 緊急遮断弁 地震感知器	1基	中継ポンプ小屋	2槽式
(2)	受水槽 (TW-1)	三菱樹脂(株)	型式 形式 有効容量 (m ³) 付属品	GSF型 12.0m ³ FRP複合版製 10.0 緊急遮断弁 地震感知器	1基	空調機械室1	2槽式
(3)	揚水ポンプ (P-1)	(株)川本製作所	形式 型式 口径 (mm) 吐出量 (L/min) 全揚程 (mH ₂ O) 電動機	多段渦巻形 TKN-405×6S 40 100 60 3φ 200V 3.7kW	2台	中継ポンプ小屋	6段

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
(4)	加圧給水ポンプ (PU-1)	(株)川本製作所	形式	ユニット型	1組	空調機械室1	
			型式	80KNV405R3			
			口径 (mm)	80			
			吐出量 (L/min)	210			
(5)	第1GES局舎ピット (PD-2)	(株)川本製作所	全揚程 (mH ₂ O)	40	(3台)		
			電動機	3φ 200V 2.2kW			
			制御盤	ユニット付属			
			形式	水中ポンプ			
	免震ピット (PD-3)	(株)川本製作所	型式	YUK-405-0.25T	2台	局舎周りトレンチ内	自動交互運転
			口径 (mm)	40			
			吐出量 (L/min)	50			
			全揚程 (mH ₂ O)	7			
	第2GES局舎ピット (PD-4)	(株)川本製作所	電動機	3φ 200V 0.25kW	2台	免震ピット内	自動交互運転
			制御盤	CP-衛生-1内蔵			
			形式	水中ポンプ			
			型式	YUK-405-0.25T			
		(株)川本製作所	口径 (mm)	40	2台	局舎周りトレンチ内	自動交互運転
			吐出量 (L/min)	50			
			全揚程 (mH ₂ O)	7			
			電動機	3φ 200V 0.25kW			
3.2	(1) 飲料水		制御盤	CP-衛生-1内蔵			
			形式	水中ポンプ			
			型式	YUK-405-0.25T			
			口径 (mm)	40			
			吐出量 (L/min)	50			
			全揚程 (mH ₂ O)	7			
			電動機	3φ 200V 0.25kW			
			制御盤	CP-衛生-1内蔵			
3.2	(1) 飲料水		水源	常陸太田市			
			種別	小簡易専用水道			

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
3.3	浄化槽						
(1)	浄化槽設備機器						
	F R P 合併処理装置	フジクリーン工業㈱	型式 処理方式 処理汚水量 (m ³ /日) 処理対象人員 (人) BOD流入量 (mg/L) BOD放出量 (mg/L)	PU20Ⅱ-118D 接触ばっ気方式 30 118 200 20	1 基	屋外駐車場地区	建設省告示 第1292号第6の2
	浄化槽キュービクル		型式 寸法 (W*D*H) mm	屋外自立防水型 2000*2200*1900	1 基		
	浄化槽制御盤		型式	壁掛型	1 面		
	ばっ気型ブロー	東浜工業㈱	型式 吐出口 空気量 (m ³ /min) 空気圧 (kg/cm ²) 電動機 Vベルト	HC50-S 40A 1.12 0.2 3φ 200V 1.5kW A-64	2 台	浄化槽キュービクル	
	攪拌ブロー	東浜工業㈱	型式 吐出口 空気量 (m ³ /min) 空気圧 (kg/cm ²) 電動機 Vベルト	HC30-S 25A 0.34 0.2 3φ 200V 0.4kW A-44	1 台	浄化槽キュービクル	
	原水ポンプ槽		実有効容量 (m ³)	2.58			
	ばっ気型スクリーン		実有効容量 (m ³)	0.7			
	原水ポンプ	新明和工業㈱	型式 口径 流量 (m ³ /min) 全揚程 (m) 電動機	CR50T-F50 50A 0.24 4.0 3φ 200V 0.4kW	2 台		
	流量調整槽		実有効容量 (m ³)	20.27			

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
計量ポンプ	新明和工業㈱	型式 口径 流量 (m ³ /min) 全揚程 (m) 電動機	CR40T-F40 40A 0.14 4.0 3φ 200V 0.25kW	2台		
微細目スクリーン	コミュニケータ サービス㈱	型式 処理量 (m ³ /h) 駆動装置	NS-600T 23 3φ 200V 0.025kW			
第1接触ばっ気槽		実有効容量 (m ³)	12.26			
第2接触ばっ気槽		実有効容量 (m ³)	8.2			
沈殿槽		実有効容量 (m ³)	4.26			
放流ポンプ槽		実有効容量 (m ³)	2.98			
放流ポンプ	新明和工業㈱	型式 口径 流量 (m ³ /min) 全揚程 (m) 電動機	CRS40T-F40 40A 0.14 4.0 3φ 200V 0.25kW	2台		
消毒槽		実有効容量 (m ³)	0.43	1式	放流ポンプ槽	
消毒器		型式 薬剤容量 (L) 薬剤種類				
汚泥濃縮貯留槽		実有効容量 (m ³)	4.96	1式		
汚泥引抜ポンプ		型式 口径 (mm) 吐出量 (m ³ /min) 全揚程 (m)	FE-2502R 25 0.11 35		可搬式	エンジンポンプ

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
(2)	拡散蒸発散槽		総流入量 (m ³ /日)	30	1式		
			面積 (m ²)	608			
			貯溜槽	5基			
			ろ過筒	200本			
4.	自動制御・動力設備 I系冷熱源装置 (CP-1-I)	東伸電機㈱	形式	鋼板製自立型	1式	熱源機械室	8面構成
			寸法 (W×D×H) mm	6200×500×2100			
			負荷設備記号	PC-1-(I)×2、PC-2-(I)×2 PC-3-(I)×2、V-1-(I) HP-1-(I)、HP-2-(I)			
	I系インバータ (PINV-I)	東伸電機㈱	形式	鋼板製自立型	1式	熱源機械室	2面構成
			寸法 (W×D×H) mm				
			負荷設備記号	PC-3-(I)×2、PH-3-(I)×3			
	II系冷熱源装置 (CP-1-II)	東伸電機㈱	形式	鋼板製自立型	1式	熱源機械室	8面構成
			寸法 (W×D×H) mm	6200×500×2100			
			負荷設備記号	PC-1-(II)×2、PC-2-(II)×2 PC-3-(II)×2、V-1-(II) HP-1-(II)、HP-2-(II)			
	II系インバータ (PINV-II)	東伸電機㈱	形式	鋼板製自立型	1式	熱源機械室	2面構成
			寸法 (W×D×H) mm				
			負荷設備記号	PC-3-(II)×2、PH-3-(II)×3			
	温熱源装置 (CP-2-I)	東伸電機㈱	形式	鋼板製自立型	1式	熱源機械室	3面構成
			寸法 (W×D×H) mm	6500×400×2100			
			負荷設備記号	PH-1-(I)×2、PH-2-(I)×2 PH-3-(I)×3			
	温熱源装置 (CP-2-II)	東伸電機㈱	形式	鋼板製自立型	1式	熱源機械室	3面構成
			寸法 (W×D×H) mm	6500×400×2100			
			負荷設備記号	PH-1-(II)×2、PH-2-(II)×2 PH-3-(II)×3			

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
空気調和装置 (CP-3)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1000×400×1900 AHU-1、AFE-1-1、FS-206 マリソンプ	1式	空調機械室2	2面構成
空気調和装置 (CP-4-I)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1700×400×1950 AHU-2-I AFE-2-I	1式	空調機械室2	2面構成
空気調和装置 (CP-4-II)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1700×400×1950 AHU-2-II AFE-2-II	1式	空調機械室2	2面構成
空気調和装置 (CP-5-I)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 3100×400×1950 AHU-3-I×2 AFE-3-I×2	1式	空調機械室1	2面構成
空気調和装置 (CP-5-II)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 3100×400×1950 AHU-3-II×2 AFE-3-II×2	1式	空調機械室1	2面構成
空気調和装置 (CP-6-I)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1700×400×1950 AHU-4-I AFE-4-I AFE-4-I	1式	空調機械室1	2面構成
空気調和装置 (CP-6-II)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1700×400×1950 AHU-4-II AFE-4-II	1式	空調機械室1	2面構成

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
空気調和装置 (CP-7-I)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1700×400×1950 AHU-5-I AFE-5-I	1式	空調機械室1	2面構成
空気調和装置 (CP-7-II)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1700×400×1950 AHU-5-II AFE-5-II	1式	空調機械室1	2面構成
空気調和装置 (CP-8)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 2600×400×1900 AC-1, AC-2, AC-3 ACPC-1, ACPC-2 AFE-1, AFE-2, AFE-3	1式	空調機械室1	3面構成
換気装置 (CP-9)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 2200×400×1950 (FS106・FE117) FS108 (FS203・FE204) FE112 (FS204・FE304) FE113 (FS205・FE305) FE114 AFU1	1式	空調機械室2	2面構成
換気装置 (CP-10)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 2800×400×1950 (FS101・FE106) (FS102・FE107) (FS103・FE108) (FS104・FE109) (FS105・FE110) その他備考欄へ	1式	空調機械室1	3面構成 (FS201・FE202) (FS202・FE203) (FS301・FE301) (FS302・FE302) FE104

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
換気装置 (CP-11)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1900×400×1650 FE-R01 FE-R02	1式	ファンルーム1	2面構成
換気装置 (CP-12)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1900×400×1650 FE-R03 FE-R04	1式	ファンルーム2	2面構成
換気装置 (CP-13)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 2000×400×1650 FE-R05, FE-R06 FE-R07, FE-R08 FE-R09, AFU-2	1式	ファンルーム3	2面構成
排煙装置 (CP-14)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1900×400×1350 FSM-01 FSM-02 FSM-03	1式	ファンルーム3	2面構成
給排水衛生用 (CP-衛生-1)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 2600×400×1950 WHE-1, PU-1 PD-2, PD-3 浄化槽フﾟｯ, マリソﾝﾌﾟ 遮断弁装置 CP-衛生-2	1式	空調機械室1	3面構成
給排水衛生用 (CP-衛生-2)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1900×400×1950 P-1×2 ITV, 道路照明 凍結防止ヒータ	1式	中継ポンプ室	2面構成
屋内消火栓用 (CP-衛生-3)	東伸電機㈱	形式 寸法 (W×D×H) mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1000×400×1950 PFU-01	1式	空調機械室1	2面構成

保全業務対象設備一覽表

別紙－ 1

機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
空調Ⅰ系配電盤 (SP-1) 200V系	東伸電機㈱	形式 寸法(W×D×H)mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1900×500×1900 CP-5-Ⅰ,Ⅱ CP-6-Ⅰ,Ⅱ CP-7-Ⅰ,Ⅱ CP-8	1式	空調機械室1	2面構成
空調Ⅱ系配電盤 (SP-2) 200V系	東伸電機㈱	形式 寸法(W×D×H)mm 負荷設備記号	鋼板製自立型 1900×500×1900 CP-5-Ⅰ,Ⅱ CP-6-Ⅰ,Ⅱ CP-7-Ⅰ,Ⅱ CP-8	1式	空調機械室1	2面構成

保全業務対象設備一覧表

	機 器 名 称	製 造 者	規 格	数 量	設 置 場 所	備 考
II. 電源設備						
1.	発電設備					
(1)	発動機	三菱重工業(株)	機関型式 S16U-PTA シリンダー数 16気筒 総排気量 188.2リットル 燃焼室型式 直接噴射式 機関始動方式 空気圧縮始動方式 出力 2868kW 回転数 1000rpm 過給方式 高過給式 冷却方式 放熱機別置き型 燃料消費量 218g/kW・h 潤滑油量 830リットル 機関寸法 4500mm×1700mm×2460mm 機関重量 乾燥重量 18000kg	1台	発電機室	
(2)	発電機	(株)東芝	型式 TAKL-VC 定格 連続 容量 3000kVA 相数 3φ 電圧 6600V 電流 262.5A 周波数 50Hz 回転数 1000rpm 極数 6P 軸受方法 両軸ともメタル軸受 発電機寸法 3035mm×1700mm×1505mm 発電機総重量 10400kg	1台	発電機室	
(3)	自動制御盤	(株)東芝	型式 DGV-6J3 盤構成 低圧・中厚スイッチギア連結4面構成 寸法 (W×D×H) mm 自動操作盤 830×2350×2100 発電機盤 800×2350×2100 出力盤 800×2350×2100 補機盤 800×2350×2100	1式 1面 1面 1面 1面	発電機室	2段積み

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
(4)	直流電源盤	(株)京三製作所	型式 定格 力率 交流入力電圧・相数 周波数 直流出力浮動 電流 最大垂下電流 寸法 (W×D×H) mm 蓄電池※	6009-25540 連続 75%以上 200V 3φ 50Hz 120.4V 20A 24A 860×2350×1000 MSE-50-12	1面	発電機室	
	※内蔵蓄電池	(株)ジーエスユアサ ・パワーサプライ	型式 蓄電池個数 蓄電池電圧 組電池容量	MSE-50-12 9個(54セル) 108V 50Ah(10時間率)	1式		制御弁式鉛蓄電池
(5)	空気圧縮機	(株)三和鉄工所	型式 電動機出力 電動機電圧・相数	S8A 5.5kW 200V 3φ	2台	発電機室	
(6)	始動用空気槽		容量	600ℓ	2台	発電機室	第二種圧力容器
(7)	注油用潤滑油ポンプ	日本オイルポンプ(株)	型式 電動機出力 電圧・相数	TOP-3MBY1500 1.5kW 200V 3φ	1台	発電機室	発電機架台取付け
(8)	燃料移送ポンプ	日本オイルポンプ(株)	型式 電動機出力 電圧・相数	TOP-2MBY750 0.75kW 200V 3φ	1台	発電機室	
(9)	温水循環ポンプ	三菱電機(株)	型式 電動機出力 電動機電圧・相数	32LP-3405HK 0.4kW 200V 3φ	1台	発電機室	発電機架台取付け

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
(10)	温水ヒーター	日本ヒーター(株)	型式 容量 電圧・相数	04392-32220 2.0kW×5本 200V 3φ	1 式	発電機室	発動機架台取付け
(11)	放熱装置	(株)中村自工	型式 冷却能力 電動機出力 電動機電圧・相数	EKV6080/1596 1 6 5 5Mcal/h 7.5kW×3台 2 0 0 V 3 φ	1 式	屋外	
(12)	換気圧力扇	(株)栗田電機製作所	型式 電動機出力 電動機電圧・相数	EPP-36B 2.2kW 200V 3φ	8 台	発電機室	給気用×4台 排気用×4台
(13)	ファンヒーター	日本シーズ線(株)	型式 ヒーター定格	DFB-800PX 200V 3φ 8kW	4 台	発電機室	
(14)	室内燃料タンク		容量	900ℓ	1 基	発電機室	軽油
(15)	地下燃料タンク		容量	56000ℓ	1 基	屋外	軽油

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機器名称	製造者	規格		数量	設置場所	備考
2.	無停電電源設備						
2.1	1系無停電電源設備						
(1)	UPS本体	富士電機㈱	型式 構成・運転方式	UPS6000DX-T3/100 2台並列冗長運転 無瞬断バックアップ方式	4面	UPS室	各号機あたり2面構成
			寸法(W×D×H)mm	2000*1000*2100			各号機あたり
			定格容量	単機 75kVA 並列150kVA			〃
			定格交流入力	420V			〃
			定格交流出力	420V			〃
			交流出力電圧精度	単機 ±1.0%以内			〃
			出力周波数	50Hz			〃
			出力周波数精度	単機 ±1.0%以内			〃
(2)	並列盤	富士電機㈱	型式・構成	鋼板製自立型・CVCF連結構成型	1面	UPS室	
			寸法(W×D×H)mm	600×1000×2100			
(3)	出力切換盤	富士電機㈱	型式・構成	鋼板製自立型・CVCF連結構成型	1面	UPS室	
			寸法(W×D×H)mm	800×1000×2100			
(4)	入力盤	富士電機㈱	型式・構成	鋼板製自立型・CVCF連結構成型	1面	UPS室	
			寸法(W×D×H)mm	1000×1000×2100			
(5)	蓄電池設備						
	蓄電池	古河電池株式会社	型式 容量	FVL-200 200Ah	2組	蓄電池室	MSE-200型相当 1組あたり
			公称電圧/槽数	360V/180槽			〃
	蓄電池監視盤	古河電池株式会社	寸法(W×D×H)mm	800×600×1950	2面	蓄電池室	1面あたり

保全業務対象設備一覧表

別紙-1

	機 器 名 称	製 造 者	規 格		数 量	設 置 場 所	備 考
2.2	2系無停電電源設備						
(1)	UPS本体	富士電機㈱	型式 構成・運転方式	UPS6000DX-T3/100 2台並列冗長運転 無瞬断バックアップ方式	4面	UPS室	各号機あたり2面構成
			寸法 (W×D×H) mm	2000*1000*2100			各号機あたり
			定格容量	単機 75kVA 並列150kVA			〃
			定格交流入力	420V			〃
			定格交流出力	420V			〃
			交流出力電圧精度	単機 ±1.0%以内			〃
			出力周波数	50Hz			〃
			出力周波数精度	単機 ±1.0%以内			〃
(2)	並列盤	富士電機㈱	型式・構成	鋼板製自立型・CVCF連結構成型	1面	UPS室	
			寸法 (W×D×H) mm	600×1000×2100			
(3)	出力切換盤	富士電機㈱	型式・構成	鋼板製自立型・CVCF連結構成型	1面	UPS室	
			寸法 (W×D×H) mm	800×1000×2100			
(4)	入力盤	富士電機㈱	型式・構成	鋼板製自立型・CVCF連結構成型	1面	UPS室	
			寸法 (W×D×H) mm	1000×1000×2100			
(5)	蓄電池設備						
	蓄電池	古河電池株式会社	型式 容量	FVL-200 200Ah	2組	蓄電池室	MSE-200型相当 1組あたり
	蓄電器監視盤	古河電池株式会社	公称電圧／槽数 寸法 (W×D×H) mm	360V/180セル 800×600×1950	4面	蓄電池室	〃 1面あたり
2.3	ファンヒーター (1系, 2系共通)	日本シーズ線㈱	型式 ヒーター定格	DFB-600PX 200V 3φ 6kW	3台	蓄電池室	

空気環境測定対象一覧表

測定回数 2ヵ月に1回 年間6回

測定点数 室内13点，外気2点 計15点

棟名	階数	室名	面積数 (㎡)	点数	備考
業務棟	1	防災・警備室	63.0	1	
		プレゼンテーション室	107.7	1	
	2	会議室	83.1	1	
		施設運用管理官	83.3	1	
	3	運用管理室	161.1	1	
		訓練室	30.1	1	新名称：所長室
		ブリーフィング室	45.1	1	新名称：準天頂衛星調整官室
		評価解析室	185.0	1	
		性能評価運用室(西)	346.1	2	広範のため2点計測
		性能評価運用室(東)			
		主管制オフライン運用室	149.9	1	準天頂衛星システムサービス株式会社(QSS) 占有部分
主管制局運用室		249.9	1	準天頂衛星システムサービス株式会社(QSS) 占有部分	
機械棟	2	中央監視室	127.0	1	
		室内測定数計	1,631.3	13	
屋外		外気		2	共通仕様書P249 表2.2.2 測定点数

保全業務周期一覧表

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
I. 機械設備																			
1 空調和設備																			
1.1 冷熱源機器																			
空冷ヒートポンプチラー	HP-1-I	1	保安用	P87 空気熱源ヒートポンプユニット	○	ON	ON・IN・OFF	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN・OFF	ON	ON	ON	※5月、8月、11月、2月の点検はフロン排出抑制法に基づく「定期点検」を兼ねる。	
	HP-1-II	1			○	ON	ON・IN・OFF	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN・OFF	ON	ON		ON
	HP-2-I	1	保安用		○	ON	ON・IN・OFF	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN・OFF	ON	ON		ON
	HP-2-II	1			○	ON	ON・IN・OFF	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN・OFF	ON	ON		ON
冷凍機の計		4																	
パッケージ形空調機	防災・警備室	ACP-1	1	P100 パッケージ形空調和機										IN			OFF		
	施設運用管理官事務室	ACP-2	1											IN			OFF		
パッケージ形空調機の計		2																	
1.2 冷暖房関連機器																			
ヘッダー	冷水往1次	CSH-1-I	1	保安用	P107 ヘッダー (シーズンオン点検)	○			ON										
		CSH-1-II	1			保安用	○			ON									
	冷水往1次	CSH-2-I	1	保安用		○			ON										
		CSH-2-II	1			保安用	○			ON									
	冷水往2次	CSH-3-I	1	保安用		○			ON										
		CSH-3-II	1			保安用	○			ON									
	冷水往	CSH-4-I	1	保安用		○			ON										
		CSH-4-II	1			保安用	○			ON									
	温水往1次	HSH-1-I	1	保安用		○									ON				5月～10月は運転監視対象外
		HSH-1-II	1			保安用	○									ON			
	温水往2次	HSH-2-I	1	保安用		○									ON				5月～10月は運転監視対象外
		HSH-2-II	1			保安用	○									ON			

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

別紙－3

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
ヘッダー	温水往	HSH-3-I	1	保安用	P107 ヘッダー (シーズンオン点検)	○								ON				5月～10月は運転監視対象外		
		HSH-3-II	1	保安用		○									ON				5月～10月は運転監視対象外	
	冷水還1次	CRH-1-I	1	保安用		○			ON											
		CRH-1-II	1	保安用		○			ON											
	冷水還	CRH-2-I	1	保安用		○			ON											
		CRH-2-II	1	保安用		○			ON											
	温水還1次	HRH-1-I	1	保安用		○									ON					5月～10月は運転監視対象外
		HRH-1-II	1	保安用		○									ON					5月～10月は運転監視対象外
	温水還	HRH-2-I	1	保安用		○									ON					5月～10月は運転監視対象外
		HRH-2-II	1	保安用		○									ON					5月～10月は運転監視対象外
HRH-3-I		1	保安用	○									ON					5月～10月は運転監視対象外		
	HRH-3-II	1	保安用	○									ON					5月～10月は運転監視対象外		
給水ヘッダー	WTH-1	1						ON												
ヘッダーの計			25																	
膨張タンク	EXT-1-I	1	保安用	P107 密閉形隔膜式膨張タンク (シーズンオン点検)	○															
	EXT-1-II	1	保安用		○															
膨張タンクの計			2																	
自動呼水装置	V-1-I	1	保安用	P109 還水タンク	○															
	V-1-II	1	保安用		○															
自動呼水装置の計			2																	
ユニット型空調和機	インテリア系	AC-1	1	P109 ユニット形空調和機	○		ON・IN	ON	ON	ON			ON・IN	ON	ON	ON	ON	4, 10月は 運転監視対象外		
	ペリメーター系	AC-2	1		○		ON・IN	ON	ON	ON				ON・IN	ON	ON	ON		ON	
	ホール系	AC-3	1		○		ON・IN	ON	ON	ON	ON			ON・IN	ON	ON	ON	ON		
	監視室系	AHU-1	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
		CVCF室	AHU-2-I		1	保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON
	AHU-2-II		1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
	ATN/TTC/GES機器室	AHU-3-I-(1)	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
		AHU-3-I-(2)	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
		AHU-3-II-(1)	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
		AHU-3-II-(2)	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
	GES/TTC/MSAS運用室	AHU-4-I	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
		AHU-4-II	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
	MSAS機器室	AHU-5-I	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
		AHU-5-II	1		保安用	○	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	ON	ON	ON・IN	ON	ON	ON	ON	
ユニット型空調和機の計			14																	
空気清浄装置 (電気集じん器)	GES/TTC/MSAS運用室	AFE-4-I	1	保安用	○		6M							6M・1Y						
		AFE-4-II	1	保安用	○		6M							6M・1Y						

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
空気清浄機(電気集じん器)の計		2																
空気清浄装置 (自動巻取り形)	受配電室Ⅰ、Ⅱ	AFU-1	1	保安用	P112 空気清浄装置		6M					6M・1Y						
	一般事務室	AFU-2	1				6M					6M・1Y						
	AC-1系統	AFE-1	1				6M					6M・1Y						
	AC-2系統	AFE-2	1				6M					6M・1Y						
	AC-3系統	AFE-3	1				6M					6M・1Y						
	AHU-1系統(監視室)	AFE-1-Ⅰ	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	CVCF室	AFE-2-Ⅰ	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
		AFE-2-Ⅱ	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	ATN/TTC/GES機器室	AHU-3-Ⅰ	2	保安用		○	6M					6M・1Y						
		AHU-3-Ⅱ	2	保安用		○	6M					6M・1Y						
MSAS機器室	AFE-5-Ⅰ	1	保安用	○	6M					6M・1Y								
	AFE-5-Ⅱ	1	保安用	○	6M					6M・1Y								
空気清浄装置(自動巻取り形)の計		14																
冷水ポンプ	冷水一次Ⅰ系	PC-1-Ⅰ-(1)	1	保安用	P113 ポンプ	○	6M					6M・1Y						
		PC-1-Ⅰ-(2)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	冷水一次Ⅱ系	PC-1-Ⅱ-(1)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
		PC-1-Ⅱ-(2)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	冷水一次Ⅰ系	PC-2-Ⅰ-(1)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
		PC-2-Ⅰ-(2)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	冷水一次Ⅱ系	PC-2-Ⅱ-(1)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
		PC-2-Ⅱ-(2)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	冷水二次Ⅰ系	PC-3-Ⅰ-(1)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
		PC-3-Ⅰ-(2)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
	冷水二次Ⅱ系	PC-3-Ⅱ-(1)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						
		PC-3-Ⅱ-(2)	1	保安用		○	6M					6M・1Y						

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

別紙－3

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考				
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
温水ポンプ	温水一次循環 I系	PH-1-I	2	保安用	P113 ポンプ	○	6M															
		PH-2-I	2	保安用		○	6M															
	温水一次循環 II系	PH-1-II	2	保安用		○	6M															
		PH-2-II	2	保安用		○	6M															
	温水二次循環	PH-3-I	3	保安用		○	6M															
		PH-3-II	3	保安用		○	6M															
冷水ポンプ・温水ポンプの計			26																			
蓄熱槽	I系・II系		4	保安用	○															1槽あたり点検蓋2ヶ所		
1.3 ダクト及び配管																						
吹出口、吹出口		C2	114	P126 ダクト 吹出口、吸込口、ガラリ等																		
		E2	3																			
		VHS	47																			
		BLS・BLD	41																			
		GVS	205																			
		OAG	2																			
吸込・吹出口・排煙口の計			412																			
ダクト	空調用		898	P126 ダクト																		
	換気用		504																			
ダクトの計			1402																			
ダンパー	空調用	VD	47	P126 ダクト ダンパー																		
		MD	7																			
		CD	24																			
	換気用	VD	26																			
		MD	2																			
		MD-G	3																			
		CD	19																			
			128																			
ダンパーの計			128																			
可変風量ユニット	VAV	38	P126 ダクト ダンパー																			
	CAV	2																				
可変風量ユニットの計			40																			

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

別紙-3

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
配管		1,192		P127 配管													1Y		
弁	口径50mm未満	155		P127 配管 弁類													1Y		
弁	口径100mm未満	62															1Y		
弁	口径200mm未満	86															1Y		
	弁の計	303																	
1.4 監視制御設備																			
中央監視制御設備	MCU-1	1			○													運転監視のみ	
2 換気設備																			
2.1 送風機																			
空調機械室	FE-109	1	保安用	P114 送風機		1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M		
免震ピット	FE-110	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
熱源機械室	FE-111	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
空調機械室2	FE-204	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
受配電室Ⅱ	FE-304	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
受配電室Ⅰ	FE-305	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
リフレッシュルーム	FE-R01	1				1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
1階 倉庫1-2等	FE-R02	1				1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
1～3階 便所1	FE-R03	1				1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
1～3階 便所2	FE-R06	1				1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
消火設備室	FS-103	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
空調機械室	FS-104	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
免震ピット	FS-105	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
熱源機械室	FS-106	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
空調機械室2	FS-203	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
受配電室Ⅱ	FS-204	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
受配電室Ⅰ	FS-205	1	保安用			1M	1M	6M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	6M・1Y	1M	1M	1M	
ホール廊下(排煙)	FSM-01	1																点検は別途発注 (制御盤の2次側まで保全業務の対象範囲とする)	
1～3階廊下(排煙)	FSM-02	1																点検は別途発注 (制御盤の2次側まで保全業務の対象範囲とする)	
MSAS/TTC/GES運用室(排煙)	FSM-03	1																点検は別途発注 (制御盤の2次側まで保全業務の対象範囲とする)	
送風機の計		20																	

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

別紙－3

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
2.2 換気扇・斜流送風機	保守工作室	FE-104	1		P115 天井扇・有圧換気扇														
	電気室1-Ⅰ	FE-106	1	保安用								1Y							
	電気室1-Ⅱ	FE-107	1	保安用								1Y							
	消火設備室	FE-108	1	保安用								1Y							
	倉庫1-4	FE-112	1									1Y							
	機材庫1-2	FE-113	1									1Y							
	保守工作室1-2	FE-114	1									1Y							
	中継ポンプ室	FE-116	1									1Y							
	蓄電池室	FE-117	1	保安用								1Y							
	電気室2-Ⅰ	FE-202	1	保安用								1Y							
	電気室2-Ⅱ	FE-203	1	保安用								1Y							
	電気室3-Ⅰ	FE-301	1	保安用								1Y							
	電気室3-Ⅱ	FE-302	1	保安用								1Y							
	湯沸室1	FE-R04	1									1Y							
	倉庫1	FE-R05	1									1Y							
	湯沸室2	FE-R07	1									1Y							
	ELV機械室	FE-R08	1									1Y							
	IDF室等(ガス排気)	FE-R09	1																
	電気室1-Ⅰ	FS-101	1	保安用								1Y							
	電気室1-Ⅱ	FS-102	1	保安用								1Y							
	AHU-4用外気送風	FS-107	1	保安用			○					1Y							
	真空式温水発生機用給気	FS-108	1	保安用			○					1Y							
	蓄電池室	FS-109	1	保安用								1Y							
	電気室2-Ⅰ	FS-201	1	保安用								1Y							
	電気室2-Ⅱ	FS-202	1	保安用								1Y							
	AHU-1用外気送風	FS-206	1	保安用			○					1Y							
	電気室3-Ⅰ	FS-301	1	保安用								1Y							
電気室3-Ⅱ	FS-302	1	保安用							1Y									
換気扇、斜流送風機の計		28																	

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
3 給排水衛生設備																			
3.1 給排水機器																			
中継タンク	TT-1	1		P118 受水タンク P119 受水タンクの清掃									点検					小簡易専用水道 茨城県給水施設条例 第2条の3	
受水槽	TW-1	1		茨城県給水施設条例 施行規則第16条									清掃						
受水タンクの計		2																	
揚水ポンプ	P-1	2							6M・1Y						6M				
加圧給水ポンプ	PU-1	1		P120 陸上ポンプ					6M・1Y						6M				
揚水ポンプ・給水ポンプの計		3																	
ピット排水ポンプ	第1GES局舎ピット	PD-2	2	P120 排水ポンプ					6M・1Y						6M				
	免震ピット	PD-3	2						6M・1Y							6M			
	第2GES局舎ピット	PD-4	2						6M・1Y							6M			
排水ポンプの計		6																	
3.2 水質管理																			
空調機器用水	シーズンイン作業			P128 冷凍空調機用水															
	I 系配管空調機系統		15													1Y			
	I 系配管熱源機器系統(高所)		8													1Y			
	I 系配管熱源機器系統		2													1Y			
	II 系配管空調機系統		15													1Y			
	II 系配管熱源機器系統(高所)		9													1Y			
	II 系配管熱源機器系統		2													1Y			
	シーズンオン作業																		
	蓄熱槽2箇所、温水系統2箇所、温水一次側		5				1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1M
	レンジオネラ症防止作業																		
飲料水	蓄熱槽		2											1Y					
	残留塩素の測定		1	P130 飲料水及び雑用水		1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W	年間52回	
	水質検査(建築物衛生法16項目)		1			検査													
	水質検査(消毒副生成物12項目)		1																
水質検査(建築物衛生法11項目)		1																6月1日～9月30日の間に実施	
検査 (受水槽の点検清掃後に実施)																			
3.3 浄化槽																			
浄化槽	点検	1		P130 浄化槽 接触ぼっ気方式 流量調整槽を有する		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	年間26回		
	清掃	1																清掃	
	定期検査	1																	
拡散蒸発散槽	点検・清掃(貯溜槽5箇所、ろ過筒200本)	1		実施要項1.1.1(4)④E.															
草刈り		1		実施要項1.1.1(8)					草刈り										

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 I N：シーズンイン点検 O F F：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
4 自動制御・動力設備																			
自動制御盤	I系冷熱源装置	CP-1-I	8	保安用	P31 制御盤 実施要項1.1.1(4)1)ア. A.	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M		
	I系インバータ	P-INV-I	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	II系冷熱源装置	CP-1-II	8	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	II系インバータ	P-INV-II	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	温熱源装置	CP-2	6	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-3	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-4-I	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-4-II	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-5-I	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-5-II	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-6-I	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-6-II	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-7-I	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-7-II	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	空気調和装置	CP-8	3			1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	換気装置・空気清浄機	CP-9	2	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	換気装置	CP-10	3	保安用		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	換気装置	CP-11	2			1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	換気装置	CP-12	2			1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
	換気装置	CP-13	2			1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M	
排煙装置	CP-14	2		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M			
給排水衛生用	CP-衛生-1	3		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M			
給排水衛生用	CP-衛生-2	2		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M			
屋内消火栓用	CP-衛生-3	2		1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M			
空調I系配電盤	SP-1	2	保安用	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M			
空調II系配電盤	SP-2	2	保安用	1M	1M	1M	1M	1M	1M	1Y	1M	1M	1M	1M	1M	1M			
自動制御・動力設備の計		71																	

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 I N：シーズンイン点検 O F F：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

別紙-3

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
II. 電源設備																		
1. 発電設備																		
発電設備	発動機		1	実施要項1.1.1(4)2)ア.	○													
	発電機		1															
	自動制御盤		1															
	直流電源盤		1															
	注油用潤滑油ポンプ		1															
	燃料移送ポンプ		1															
	温水循環ポンプ		1															
	温水ヒーター		1															
	冷却水タンク		1															
	放熱装置		1															
	換気用圧力扇		8															
	排気消音管		1															
	バルブ		27															
	ファンヒーター		4															
	地下オイルタンク		1	P105 地下式オイルタンク									1Y					
	屋内サービスタンク		1	P105 オイルサービスタンク									1Y					
	始動用空気槽		2	P119 貯湯タンク									1Y					
	空気圧縮機		2	P120 ポンプ			6M			3M			3M・6M・1Y		3M	3Mは6Mに準ずる		
				日常保守(1D)		29	30	29	30	30	29	30	29	30	29	27	30	
				1M保守(1M)		1		1	1		1	1		1	1	1		
			3M保守(3M)						1						1			
			6M保守(6M)			1												
			1Y保守(1Y)									1						
			精密保守(別契)									別契						

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

保全業務周期一覧表

別紙-3

機器名称	記号	数量	種別	適用仕様書	監視対象	月												備考
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
2. 無停電電源設備																		
1系無停電電源設備	UPS本体	2		実施要項1.1.1(4)2).ウ.	○													
	並列盤	1																
	出力切換盤	1																
	入力盤	1																
	蓄電池 (FVL-200)	360						6M					6M					
	蓄電池監視盤	2																
	ファンヒーター	3		P111 ファンコイルユニット								1Y			I系, II系共通			
				日常保守(1D)		29	30	29	30	30	29	30	27	30	30	27	30	
				1M保守(1M)		1		1	1		1	1		1	1		1	
				3M保守(3M)						1						1		
			6M保守(6M)			1												
			精密保守(別契)									別契						
2系無停電電源設備	UPS本体	2		実施要項1.1.1(4)2).ウ.	○													
	並列盤	1																
	出力切換盤	1																
	入力盤	1																
	蓄電池 (FVL-200)	360						6M					6M					
	蓄電池監視盤	2																
				日常保守(1D)		29	30	29	30	30	29	30	27	30	30	27	30	
				1M保守(1M)		1		1	1		1	1		1	1		1	
				3M保守(3M)						1						1		
				6M保守(6M)			1											
			精密保守(別契)									別契						

※表中の点検周期は共通仕様書P12, P188「周期の表記」による他、次のとおりとする。

○N：シーズンオン点検 IN：シーズンイン点検 OFF：シーズンオフ点検

※表中の監視対象欄に○印があるものは実施要領1.1.1(5)「運転・監視及び日常点検・保守」の対象設備とする。

發電設備保守項目表

(1) 日常保守

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	事前準備	(1) 監督職員に保守の実施を連絡する。 (2) 発電機室内の異音、異臭、異常振動の有無を点検する。 (3) 室内温度及び外気温度を確認する。
2	待機状態の確認	(1) 燃料油保有量の確認及び漏れの有無を点検する。 (2) 冷却水の量及び温度の確認並びに漏れの有無を点検する。 (3) 潤滑油の温度の確認及び漏れの有無を点検する。 (4) 空気始動装置の空気タンク圧力を確認する。
3	制御回路（制御モード）の確認	発電装置の制御回路（制御モード）の位置が「自動」であることを確認する。
4	直流電源盤のモード確認	(1) 表示灯類の点灯状態を点検する。 (2) 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。 (3) 出力電流を確認する。
5	保安及び警報装置の作動の有無確認	自動制御盤の信号灯、表示類の点灯状態をランプチェック等により点検する。
6	事後確認	(1) 記録簿等未記入箇所の有無を確認する。 (2) 置き忘れ工具の有無を確認する。 (3) 監督職員に保守終了の連絡をする。

(2) 1M保守

1) 事前準備作業・事後確認作業項目

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	事前準備	(1) 監督職員に保守の実施を連絡する。 (2) 前回の保守点検記録簿の記録内容を確認する。 (3) 発電機室内の異音、異臭、異常振動の有無を点検する。 (4) 状態表示灯及び故障表示灯により保安及び警報装置の作動の有無を確認する。 (5) 積算時間計、積算度数計を計測し、前回点検以降の運転の有無を確認する。 (6) 燃料油面を計測し、前回点検から増減量を確認し、漏れの有無を点検する。 (7) 直流電源盤の表示灯を確認し、充電器電圧、蓄電池電圧及び出力電流を計測する。 (8) 始動用空気槽のドレン操作を行い、槽内の水抜きを実施する。 始動空気槽圧力が規定値以上あることを確認する。 (9) 制御用開閉器を「自動」から「試験」に切り換える。 (10) ディーゼル機関を触診し、保温装置が作動していることを確認する。 (11) 冷却水量、潤滑油量が規定値にあることを確認する。 (12) 注油用潤滑油ポンプを「手動」で運転し、ポンプの異音、異常振動、異常圧力の有無を点検する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
2	商用電源の受電状態の確認	(13) 換気用圧力扇を「手動」で運転し、換気用圧力扇、風圧シャッターの作動を確認する。 (14) 放熱装置冷却ファンを「手動」で運転し、作動を確認する。 商用電源の受電状態を確認する。
3	発電装置の始動	(1) 発電装置を始動する前に、周囲に対し始動する旨を周知する。 (2) ストップウォッチ等で「試験始動」ボタンを押してから状態表示灯の「発電装置運転中」が点灯するまでの時間を計測する。 (3) 換気用圧力扇、風圧シャッターの作動を確認する。
4	発電装置の停止	(1) 商用電源が正常に受電されていることを確認する。 (2) 制御用開閉器を「試験」から「自動」に切り換える。 (3) 停止命令から停止ソレノイド復帰までの時間を計測する。 (4) 積算時間計、積算度数計の記録をする。 (5) 燃料油量を記録をする。
5	事後確認	(1) すべての切換器、開閉器の位置を確認する。 (2) 記録簿等未記入箇所の有無を確認する。 (3) 置き忘れ工具の有無を確認する。 (4) 監督職員に保守終了の連絡をする。

2) 1M保守項目

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	無負荷試運転の実施 無負荷により10分以上運転するものとし、以下について点検する。 試運転状態時の確認 a. 発電機の電圧、電流、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流の確認 b. 機関回転速度の確認 c. 冷却水及び潤滑油の圧力並びに温度の確認	1) 事前準備作業・事後確認作業項目 3. 「発電装置の始動」により発電装置を始動し、始動状態の点検及び10分以上の無負荷運転を実施する。また、運転状態に異常の無いことを確認し、保守点検記録簿に記録する。 運転中、下記の計器類の指示値が所定値内にあることを確認する。 発電機電源の電圧（3相）、電流（3相）、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。 機関回転速度が規定値であるかを確認し、回転速度変動が発生していないことを確認する。 冷却水、潤滑油の圧力及び温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
	d. 排気温度の確認	排気温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。
	e. 始動用空気槽の確認	始動用空気槽の空気圧を計測し、異常の有無を確認する。
	f. 直流電源盤の出力電流の確認	浮動充電中の出力電流を計測する。計測値と通常値を比較し、異常の有無を確認する。
	g. 燃料保有量の確認	燃料が規定保有量を満足しているか確認する。
	h. 発電機室の温度	発電機室内の給気及び排気状態が適正かつ所定の温度範囲内にあることを確認する。
	i. 運転度数、運転時間の確認	積算度数計、積算時間計の指示値が適正であることを確認する。

(3) 3M保守

1) 事前準備作業・事後確認作業項目

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	事前準備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 監督職員に保守の実施を連絡する。 (2) 前回の保守点検記録簿の記録内容を確認する。 (3) 発電機室内の異音、異臭、異常振動の有無を点検する。 (4) 状態表示灯及び故障表示灯により保安及び警報装置の作動の有無を確認する。 (5) 積算時間計、積算度数計を計測し、前回点検以降の運転の有無を確認する。 (6) 燃料油面を計測し、前回点検からの増減量を確認し、漏れの有無を点検する。 (7) 直流電源盤の表示灯を確認し、充電器電圧、蓄電池電圧及び出力電流を計測する。 (8) 始動用空気槽のドレン操作を行い、槽内の水抜きを実施する。 始動空気槽圧力が規定値以上あることを確認する。 (9) 制御用開閉器を「自動」から「試験」に切り換える。 (10) ディーゼル機関を触診し、保温装置が作動していることを確認する。 (11) 冷却水量、潤滑油量が規定値にあることを確認する。 (12) 注油用潤滑油ポンプを「手動」で運転し、ポンプの異音、異常振動、異常圧力の有無を点検する。 (13) 換気用圧力扇を「手動」で運転し、換気用圧力扇、風圧シャッターの作動を確認する。 (14) 放熱装置冷却ファンを「手動」で運転し、作動を確認する。 (15) 制御用開閉器を「試験」から「自動」に切り換える。
2	商用電源の受電状態の確認	商用電源の受電状態を確認する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
3	発電装置の始動	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発電装置を始動する前に、周囲に対し始動する旨を周知する。 (2) ストップウォッチ等で始動から状態表示灯の「発電装置運転中」が点灯するまでの時間を計測する。 (3) 換気用圧力扇、風圧シャッターの作動を確認する。 (4) 発電装置に異常がないことを確認し、保守項目により保守を実施する。
4	発電装置の停止	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商用電源が正常に受電されていることを確認する。 (2) 制御用開閉器を「試験」から「自動」に切り換える。 (3) 停止命令から停止ソレノイド復帰までの時間を計測する。 (4) 積算時間計、積算度数計の記録をする。 (5) 燃料油量を記録をする。
5	事後確認	<ul style="list-style-type: none"> (1) すべての切換器、開閉器の位置を確認する。 (2) 記録簿等未記入箇所の有無を確認する。 (3) 置き忘れ工具の有無を確認する。 (4) 発電装置及び室内塵埃の清掃を行う。 (5) 監督職員に保守終了の連絡をする。

2) 3M保守項目

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	<p>無負荷試運転の実施</p> <p>無負荷により10分以上運転するものとし、以下について点検する。</p> <p>試運転状態時の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発電機の電圧、電流、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流の確認 b. 機関回転速度の確認 c. 冷却水及び潤滑油の圧力並びに温度の確認 d. 排気温度の確認 	<p>1) 事前準備作業・事後確認作業項目 3. 「発電装置の始動」により発電装置を始動し、始動状態の点検及び10分以上の無負荷運転を実施する。また、運転状態に異常の無いことを確認し、保守点検記録簿に記録する。</p> <p>運転中、下記の計器類の指示値が所定値内にあることを確認する。</p> <p>発電機電源の電圧（3相）、電流（3相）、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。</p> <p>機関回転速度が規定値であるかを確認し、回転速度変動が発生していないことを確認する。</p> <p>冷却水、潤滑油の圧力及び温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。</p> <p>排気温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。</p>

No.	標準保守項目	標準保守内容
	e. 始動用空気槽の確認 f. 直流電源盤の出力電流の確認 g. 燃料保有量の確認 h. 発電機室の温度 i. 運転度数、運転時間の確認 j. 異音、異臭、異常振動の有無点検	始動用空気槽の空気圧を計測し、異常の有無を確認する。 浮動充電中の出力電流を計測する。計測値と通常値を比較し、異常の有無を確認する。 燃料が規定保有量を満足しているか確認する。 発電機室内の給気及び排気状態が適正かつ所定の温度範囲内にあることを確認する。 積算度数計、積算時間計の指示値が適正であることを確認する。 運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱及び配管等からの漏れがないことを確認する。
2	付属機器類の機能点検	機関保温装置、換気用圧力扇、室温検出器、燃料移送ポンプ、非常用直流蛍光灯、温風機等が所定の条件にて動作していることを点検する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関保温装置を「自動」から「運転」に切換え、電流計により装置が正常に作動していることを確認するとともに、温水循環ポンプの回転方向、異音の有無を点検する。 ・ 換気用圧力扇を「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、風圧シャッターの作動を点検し 必要な場合は、注油する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 燃料移送ポンプを「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 放熱装置冷却ファンを「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 空気圧縮機を「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 非常用直流蛍光灯が正常に点灯するか、点灯スイッチにより確認する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 温風機が運転スイッチ、温度サーモ等により正常に動作するか確認する。
3	遮断器、開閉器の状態点検	<ol style="list-style-type: none"> (1) 遮断器、開閉器等各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等異常の有無を点検する。 (2) 遮断器、開閉器のトリップ及び開閉位置の点検をする。
4	燃料油、潤滑油、冷却水漏洩の有無並びに不凍液の濃度の点検	<ol style="list-style-type: none"> (1) 燃料油、潤滑油、冷却水の漏洩の有無を点検する。 (2) 不凍液は濃度計により計測し、濃度が適正か点検する。 (3) 第1燃料フィルタ及び第2燃料フィルタ、潤滑油フィルタの操作ハンドルを回し、清掃する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
5	機器、配管等の外観点検	機器、配管（可撓管及び伸縮管継手）等の破損、亀裂、腐食等の有無を点検する。
6	機器室内外の状態点検	(1) 排気配管及び放熱装置等の給排気口の点検をする。 (2) 発電機室内外に、飛散、落下、倒壊破損等、運転時に支障のある障害物等はないか点検する。 (3) 発電機室内外の付属品、予備品の保管状態を点検する。
7	油脂類の保有状況点検	燃料油、潤滑油等が規定数量以上保有していることを確認する。
8	機器類外観の清掃	発電装置、発電機室及び室外の塵埃等を清掃する。

(4) 6M保守

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	3M保守を実施後、以下について実施する。	
2	端子接続部の状態点検	(1) 各機器の端子接続部の緩み、異臭、変色、発錆、放電痕等を点検する。 (2) 端子及び配線に付されたマークバンドの変形、脱落等のないことを確認する。 (3) 端子接続部保護カバー等の損傷がないことを確認する。
3	蓄電池全槽の電圧、内部抵抗の測定	(1) 電槽の損傷の有無を目視により点検する。 (2) 漏洩の有無を確認し、電槽が汚損している場合は清掃する。 (3) 電槽の膨れ、腐食等の有無を目視により点検する。 (4) 蓄電池の全セルの端子電圧、内部抵抗を測定する。 (MSE-50-12 判定値) 電圧：13.38V±0.3V 内部抵抗：正常範囲8.02以内 注意値8.02～9.59 寿命9.59超過

(5) 1Y保守

1) 事前準備作業・事後確認作業項目

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	事前準備	(1) 監督職員に保守の実施を連絡する。 (2) 前回の保守点検記録簿の記録内容を確認する。 (3) 発電機室内の異音、異臭、異常振動の有無を点検する。 (4) 状態表示灯及び故障表示灯により保安及び警報装置の作動の有無を確認する。 (5) 積算時間計、積算度数計を計測し、前回点検以降の運転の有無を確認する。 (6) 燃料油面を計測し、前回点検からの増減量を確認し、漏れの有無を点検する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
		(7) 直流電源盤の表示灯を確認し、充電器電圧、蓄電池電圧及び出力電流を計測する。 (8) 始動用空気槽のドレン操作を行い、槽内の水抜きを実施する。 始動空気槽圧力が規定値以上あることを確認する。 (9) 制御用開閉器を「自動」から「試験」に切り換える。 (10) ディーゼル機関を触診し、保温装置が作動していることを確認する。 (11) 冷却水量、潤滑油量が規定値にあることを確認する。 (12) 注油用潤滑油ポンプを「手動」で運転し、ポンプの異音、異常振動、異常圧力の有無を点検する。 (13) 換気用圧力扇を「手動」で運転し、換気用圧力扇、風圧シャッターの作動を確認する。 (14) 放熱装置冷却ファンを「手動」で運転し、作動を確認する。
2	商用電源の受電状態の確認	商用電源の受電状態を確認する。
3	発電装置の始動	(1) 発電装置を始動する前に、周囲に対し始動する旨を周知する。 (2) ストップウォッチ等で始動から状態表示灯の「発電装置運転中」が点灯するまでの時間を計測する。 (3) 換気用圧力扇、風圧シャッターの作動を確認する。 (4) 発電装置に異常がないことを確認し、管理センターに電源切替を連絡し、了解を得る。 (5) 操作用開閉器により電源切替用双投接触器を「商用電力側」から「発電電源側」に切り換える。
4	発電装置の停止	(1) 商用電源が正常に受電されていることを確認する。 (2) 管理センターに電源切替を連絡し、了解を得る。 (3) 制御用開閉器を「試験」から「自動」に切り換える。 (4) 設定時間経過後、自動で電源切替用双投接触器が「発電電源側」から「商用電力側」に切り換えを確認する。 (5) 停止命令から停止ソレノイド復帰までの時間を計測する。 (6) 積算時間計、積算度数計の記録をする。 (7) 燃料油量を記録をする。
5	事後確認	(1) すべての切換器、開閉器の位置を確認する。 (2) 記録簿等未記入箇所の有無を確認する。 (3) 置き忘れ工具の有無を確認する。 (4) 発電装置及び室内塵埃の清掃を行う。 (5) 監督職員に保守終了の連絡をする。

2) 1 Y保守項目

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	<p>実負荷試運転の実施</p> <p>実負荷により30分以上運転するものとし、以下について点検する。</p> <p>試運転状態時の確認</p> <p>a. 発電機の電圧、電流、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流の確認</p> <p>b. 機関回転速度の確認</p> <p>c. 冷却水及び潤滑油の圧力並びに温度の確認</p> <p>d. 排気温度の確認</p> <p>e. 始動用空気槽の確認</p> <p>f. 直流電源盤の出力電流の確認</p> <p>g. 燃料保有量の確認</p> <p>h. 発電機室の温度</p> <p>i. 運転度数、運転時間の確認</p> <p>j. 異音、異臭、異常振動の有無点検</p>	<p>1) 事前準備作業・事後確認作業項目 3. 「発電装置の始動」により発電装置を始動し、始動状態の点検及び30分以上の実負荷運転を実施する。また、運転状態に異常の無いことを確認し、保守点検記録簿に記録する。</p> <p>運転中、下記の計器類の指示値が所定値内にあることを確認する。</p> <p>発電機電源の電圧（3相）、電流（3相）、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。</p> <p>機関回転速度が規定値であるかを確認し、回転速度変動が発生していないことを確認する。</p> <p>冷却水、潤滑油の圧力及び温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。</p> <p>排気温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し異常の有無を確認する。</p> <p>始動用空気槽の空気圧を計測し、異常の有無を確認する。</p> <p>浮動充電中の出力電流を計測する。計測値と通常値を比較し、異常の有無を確認する。</p> <p>燃料が規定保有量を満足しているか確認する。</p> <p>発電機室内の給気及び排気状態が適正かつ所定の温度範囲内にあることを確認する。</p> <p>積算度数計、積算時間計の指示値が適正であることを確認する。</p> <p>運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱及び配管等からの漏れがないことを確認する。</p>
2	<p>付属機器類の機能点検</p>	<p>機関保温装置、換気用圧力扇、室温検出器、燃料移送ポンプ、非常用直流蛍光灯、温風機等が所定の条件にて動作していることを点検する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関保温装置を「自動」から「運転」に切換え、電流計により装置が正常に作動していることを確認するとともに、温水循環ポンプの回転方向、異音の有無を点検する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気用圧力扇を「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、風圧シャッターの作動を点検し 必要な場合は、注油する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 燃料移送ポンプを「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 放熱装置冷却ファンを「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 空気圧縮機を「自動」から「運転」に切換え、回転方向、異音の有無を点検する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 非常用直流蛍光灯が正常に点灯するか、点灯スイッチにより確認する。また、「自動」位置で装置が正常に動作することを確認する。 ・ 温風機が運転スイッチ、温度サーモ等により正常に動作するか確認する。
3	遮断器、開閉器の状態点検	<ol style="list-style-type: none"> (1) 遮断器、開閉器等各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等異常の有無を点検する。 (2) 遮断器、開閉器のトリップ及び開閉位置の点検をする。
4	燃料油、潤滑油、冷却水漏洩の有無並びに不凍液の濃度の点検	<ol style="list-style-type: none"> (1) 燃料油、潤滑油、冷却水の漏洩の有無を点検する。 (2) 不凍液は濃度計により計測し、濃度が適正か点検する。 (3) 第1燃料フィルタ及び第2燃料フィルタ、潤滑油フィルタの操作ハンドルを回し、清掃する。
5	機器、配管等の外観点検	機器、配管（可撓管及び伸縮管継手）等の破損、亀裂、腐食等の有無を点検する。
6	機器室内外の状態点検	<ol style="list-style-type: none"> (1) 排気配管及び放熱装置等の給排気口の点検をする。 (2) 発電機室内外に、飛散、落下、倒壊破損等、運転時に支障のある障害物等はないか点検する。 (3) 発電機室内外の付属品、予備品の保管状態を点検する。
7	油脂類の保有状況点検	燃料油、潤滑油等が規定数量以上保有していることを確認する。
8	機器及び室内外の清掃	発電装置、発電機室及び室外の塵埃等を清掃する。
9	端子接続部の状態点検	<ol style="list-style-type: none"> (1) 各機器の端子接続部の緩み、異臭、変色、発錆、放電痕等を点検する。 (2) 端子及び配線に付されたマークバンドの変形、脱落等のないことを確認する。 (3) 端子接続部保護カバー等の損傷がないことを確認する。
10	蓄電池全槽の電圧、内部抵抗の測定	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電槽の損傷の有無を目視により点検する。 (2) 漏洩の有無を確認し、電槽が汚損している場合は清掃する。

No.	標準保守項目	標準保守内容
11	絶縁抵抗及び接地抵抗の測定	<p>(3) 電槽の膨れ、腐食等の有無を目視により点検する。</p> <p>(4) 蓄電池の全セルの端子電圧、内部抵抗を測定する。 (MSE-50-12 判定値) 電圧：13.38V±0.3V 内部抵抗：正常範囲8.02以内 注意値8.02～9.59 寿命9.59超過</p> <p>【絶縁抵抗】</p> <p>(1) 測定電路の電源を遮断し、検電器で充電の有無を確認する。</p> <p>(2) 低圧電路の場合は、開閉器又は遮断器の分岐回路毎に大地間及び電路相互間の絶縁抵抗を500Vメガで測定する。</p> <p>(3) 高圧電路の場合は、電源回路相互間及び電源回路と大地間の絶縁抵抗を1000Vメガで測定する。</p> <p>(4) 断路器、遮断器等の相互間及び大地間の絶縁抵抗を測定する。</p> <p>(5) 次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、使用上安全で、適正であることを確認する。</p> <p>a. 発電機関係</p> <p>(a) 電機子巻線</p> <p>(b) 出力回路（出力より直近の遮断器まで）</p> <p>(c) 界磁巻線</p> <p>(d) 制御回路（集積回路等ある場合は除く）</p> <p>b. 機器及び機側配線</p> <p>(a) 各種電磁弁（機開始動用・停止用及び水・油等制御用）及び同回路</p> <p>(b) 始動補助装置用各種ヒータ及び同回路</p> <p>c. 電動機類</p> <p>(a) 各種電動機及び同回路</p> <p>(6) 各測定値を記録し、規定値以上あることを確認する。</p> <p>【接地抵抗】</p> <p>(1) 電源を確実に遮断し、検電器で更に充電の有無を確認する。</p> <p>(2) 接地線を機械器具の鉄台又は金属製の外箱から取り外し、接地抵抗計に接続する。</p> <p>(3) 接地抵抗計により、接地抵抗を測定し、適正な値であることを確認する。</p>
12	潤滑油の汚損点検	潤滑油の汚損状況について異常がないことを確認する。
13	軸受油及びグリスの点検	<p>(1) 軸受油量が適正な範囲内であるかを目視により確認する。不足の場合は補給する。</p> <p>(2) グリスを必要とする箇所に適正な量のグリスが確保されているか、又は劣化により固着していないか点検する。適量不足または劣化により固着している場合は、補給もしくは清掃し、交換する。</p>

No.	標準保守項目	標準保守内容
14	遮断器、開閉器の作動点検	<p>(1) 制御開閉器（計器用切換開閉器、制御用開閉器、操作開閉器）の操作位置、接触不良、切換具合の良否を点検する。</p> <p>(2) 配線用遮断器の端子部の異常変色の有無、モールドケースの異常の有無、ボルトナットの増し締め及び開閉器動作の良否を確認する。</p> <p>(3) 電磁開閉器及び電磁接触器の取付板の破損、変形、ねじ部の緩みの有無、絶縁物の表面の異物の有無、接点端子の過熱、変色の有無、接点接触面の荒れ等を点検する。また、コイルの変色、異臭の有無、可動鉄心、軸受け部の異常な摩耗、補助リレーの接点部の荒れ等を点検し、開閉操作試験を行い動作に異常がないことを確認する。</p>
15	燃料油槽の水抜き	<p>(1) 屋内燃料油槽及び屋外燃料油槽内に水の混入が無いか薬品等により確認する。混入している場合は水を排出する。</p>
16	自動、試験、手動及び遠隔制御回路並びに保安装置回路の機能点検	<p>(1) 自動、試験及び手動制御回路による発電装置の運転と停止を行い、制御回路機能に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 油圧低下、水温過昇、過速度、断水、過電圧、過電流、発電機軸温過昇、始動渋滞、非常停止、制御電源故障、自然停止、励磁装置故障、電圧低下等の保安装置の検出部を動作または短絡させた場合において、遮断器断、機関停止、故障表示及び警報の動作が正常であることを確認する。</p> <p>(3) 燃料油面異常、注油圧力不足、保温装置異常、自動充電装置異常、配線用遮断器トリップ、補機回路漏電、補機回路過電流、油圧シャッタ異常、温風機異常、地絡過電圧、変圧器温度上昇、LBS用ヒューズ断、冷却水面異常等の警報装置の検出部を動作または短絡させた場合において、故障表示、警報の動作が正常であることを確認する。</p> <p>(4) 特殊状況時における動作について、「短時間停電の動作」、「再停電の作動」、「運転中の制御回路切換時の作動」及び「停止時限中における始動命令に対する動作」の制御動作試験を行い、異常が無いことを確認する。</p> <p>(5) 遠隔試験操作を行い、遠隔試験モード表示、始動警報、始動操作、停止操作等の制御動作に異常がないことを確認する。また、遠隔優先モードの確立、延長、解除機能について確認を行う。</p>
17	付属品、予備品等の点検	<p>(1) 付属品、予備品が付属品、予備品リストに記載されている数量どおりそろっていることを確認する。</p> <p>(2) 付属品、予備品が損傷や経年劣化していないか、状態を確認する。</p> <p>(3) 保守に必要な工具、測定機器等が使用可能な状態であることを確認する。</p>
18	モールド変圧器の点検	<p>(1) 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、異常音等の有無を点検する。</p> <p>(2) 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。</p>

No.	標準保守項目	標準保守内容
19	計器用変成器の点検	<ul style="list-style-type: none"> (3) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (4) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (1) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (2) 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 (3) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (4) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (5) 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。 (6) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 (7) 変成器の二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (8) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
20	真空遮断器の点検	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機器外面の損傷、発熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (2) 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形の場合は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 (3) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (4) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 (5) 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する。 (6) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (7) 機械的作動部へ注油する。
21	遠隔測定用センサーの出力点検	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各遠隔計測変換器出力値及び変換値並びにMAPS画面出力値を確認する。 (a) 次頁「遠隔計測センサー点数表」の4-20mA信号項目について、出力電流mAを測定し出力換算値と遠隔監視装置の表示値を確認する。 (b) 次頁「遠隔計測センサー点数表」のPT100信号項目について、抵抗値を測定し換算表から割り出した温度と遠隔監視装置の表示値を確認する。

無停電電源設備保守項目表

(1) 日常保守

No.	標準保守項目	標準保守内容
1	事前準備	(1) 監督職員に保守の実施を連絡する。 (2) 室内温度を確認し、その状態が適正な状態であることを確認する。
2	交流入力及び出力電源の電圧、電流、周波数、力率、電力の確認	(1) 交流入力電源の電圧、電流、力率の各計器の指示値を確認する。 (2) 交流出力電源の電圧、電流、周波数、力率、電力の各計器の指示値を確認する。
3	運用及び送電の各形態の確認 保安及び警報装置の作動の有無確認	(1) 表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。 (2) 充電装置のモードを確認する。 (3) 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等などの有無を点検する。
4	蓄電池の総電圧及び代表槽の電圧、液温度の確認	(1) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 (2) 蓄電池の総出力電圧を確認する。
5	事後確認	(1) 記録簿等未記入箇所の有無を確認する。 (2) 置き忘れ工具の有無を確認する。 (3) 監督職員に保守終了の連絡をする。

(2) 1 M保守

NO	標準保守項目	標準保守内容
1	事前準備	(1) 監督職員に保守の実施を連絡する。 (2) 前回の保守点検記録簿の記録内容を確認する。 (3) 交流運転時間計及び交流運転度数計、直流運転時間計及び直流運転度数計の記録数値を確認し、前回点検以後の運転の有無を確認する。 (4) 室内温度を確認し、その状態が適正な状態であることを確認する。
2	機器の外観点検	(1) 無停電電源装置本体及び周辺部の外観点検を実施する。 (2) 盤内の装備品の状態及び焼損の痕跡やケーブル接続の緩み等の有無を確認し、保守点検記録簿に記録する。 (3) 蓄電池電極の状態、電解液の漏洩の有無及び電解液の液面が規定範囲内にあることを確認し、保守点検記録簿に記録する。
3	異音、異臭、異常振動の有無点検	(1) 通常の運転状態に対する異常音、異常振動及び異臭の発生の有無を点検し、保守点検記録簿に記録する。
4	交流入力電源の電圧、電流、力率、電力の確認	(1) 各指示計器指示値を計測記録する。計測値と通常値を比較し、異常の有無を確認する。
5	交流出力電源の電圧、電流、周波数、力率、電力の確認	(1) 各指示計器指示値を計測記録する。計測値と通常値を比較し、異常の有無を確認する。
6	運用及び送電の各形態確認	(1) 交流入力電源（受電中／停電中）、各号機の運転（停止／交流運転／直流運転）、送電形態（CVC F送電／直送送電）、運用形態（同期／非同期）の表示モードを、保守点検記録簿に記録する。 (2) 各盤面及び盤内に装備された各種表示灯が通常状態であることを確認し、保守点検記録簿に記録する。
7	充電装置のモード確認	(1) 充電装置の表示灯を確認し、充電器電圧、蓄電池電圧及び出力電流を計測する。
8	蓄電池の総電圧及び代表槽の電圧、液温度の確認	(1) 蓄電池の総電圧及び代表槽の電圧、液温度を計測する。また、計測値と通常値を比較し、異常の有無を確認する。
9	保安及び警報装置の作動の有無確認	(1) 保安及び警報装置の作動の有無を確認し、保守点検記録簿に記録する。
10	遮断器、開閉器の状態点検	(1) 遮断器、開閉器等各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等、異常の有無を点検する。 (2) 遮断器、開閉器のトリップ及び開閉位置を確認し、保守点検記録簿に記録する。
11	事後確認	(1) 記録簿等未記入箇所の有無を確認する。 (2) 置き忘れ工具の有無を確認する。 (3) 監督職員に保守終了の連絡をする。

(3) 3M保守

NO	標準保守項目	標準保守内容
1	<p>1M保守を実施後、以下について実施する。</p> <p>機器室内外の清掃</p>	<p>(1) 無停電電源装置、CVC F室及び室内外の塵埃等を清掃する。</p>

(4) 6M保守

NO	標準保守項目	標準保守内容
1	<p>3M保守を実施後、以下について実施する。</p> <p>端子接続部の点検</p>	<p>(1) 各機器とケーブルの接続部、ボルトナット等の緩み、焼損の痕跡等の異常の有無について確認し、保守点検記録簿に記録する。</p>
2	<p>蓄電池全槽の電圧、内部抵抗の点検</p>	<p>(1) 電槽の損傷の有無を、目視により点検する。</p> <p>(2) 漏液の有無を確認し、電槽が汚損している場合は清掃する。</p> <p>(3) 電槽の膨れ、腐食等の有無を目視により点検する。</p> <p>(4) 蓄電池の全セルの端子電圧、内部抵抗の測定を行う。 (FVL-200 判定値) 電圧：2.23V±0.1V 内部抵抗：正常範囲0.8以内 注意値0.8～1.00 寿命1.00超過 正常範囲より外れた場合、翌月に再度測定を行い判定結果の良否を監督職員へ報告する。</p>

評価表（企画書の適否）

No	審査項目（企画書要求事項）		主となる評価 対象資料	評価結果 （内容の適否）
	大事項	小事項		
1	基本事項	【業務に対する認識】 実施要項3.（11）で示す業務実績及び配置予定の業務責任者を記載されているか。	別紙－9－2	
2		【業務に対する認識】 本保全業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	別紙－9－3	
3		【業務に対する認識】 本保全業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	別紙－9－3	
4		【実施体制】 各業務水準が維持される体制であるか。 （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。）	別紙－9－4	
5		【実施体制】 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。	別紙－9－4	
6		【実施体制】 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。	別紙－9－4	
7	保全業務全般 に係る業務に 関する提案	本保全業務の実施全般に対する質の確保に関する提案がされているのか。	別紙－9－5	
8		従来の実施方法に対する改善提案がなされているか。	別紙－9－6 別紙－9－7	
9		（質の確保に関する具体的な提案については、企画書の適否に関する評価対象としない。）	別紙－9－5	/
10	緊急時等への 対応について	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。	別紙－9－4	
11		本保全業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。	別紙－9－4	
全体評価（企画書の適否）				

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)税抜		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託費等	委託費定額部分	62,100	63,487	57,968
	成果報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		62,100	63,487	57,968

委託費の内容(性能評価センター機械施設保全業務)				(単位:千円)
委託費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
機械設備				
直接人件費(定期点検)	16,525	16,685	10,828	
直接物品費(定期点検)	292	295	216	
業務管理費(定期点検)	3,297	3,330	2,159	
直接人件費(常駐保守)	12,404	12,681	13,215	
直接物品費(常駐保守)	0	0	0	
業務管理費(常駐保守)	2,357	2,410	2,510	
電源設備				
直接人件費(定期点検)	3,089	2,882	3,403	
直接物品費(定期点検)	125	106	119	
業務管理費(定期点検)	891	808	941	
直接人件費(常駐保守)	14,285	14,579	15,202	
直接物品費(常駐保守)	0	0	0	
業務管理費(常駐保守)	3,000	3,062	3,193	
一般管理費等	4,501	4,547	4,143	
検査費等	1,334	2,102	2,039	
計	62,100	63,487	57,968	

※令和4年度は設備更新工事により保全業務対象設備が減ったため委託費が減っている。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
--	-------	-------	-------

業務従事者(1日当たり)	6	6	6
--------------	---	---	---

(業務従事者に求められる知識・経験等)

業務従事者(業務責任者、業務担当者)は入札実施要項と同じ知識、経験等を有する。

(業務従事者内訳)

業務責任者(昼間) 1名 ※土日祝日休み

業務担当者

機械設備(昼間) 2名

機械設備(夜間) 1名

電源設備(昼間) 1名

電源設備(夜間) 1名

注) 定期点検に係る人員は含まない。

(業務の繁忙の状況とその対応)

○通年を通じた保守が計画的に実施されること、機器の障害は時期を選ばないことから繁忙はない。

(注記事項)

3 従来の実施に要した施設及び設備

施設概要

施設名 : 性能評価センター

所在地 : 茨城県常陸太田市白羽町朝日向1715

土地面積 : 64,814㎡

建物面積 : 4,924㎡

建物延床面積 : 10,818㎡

建築年月日 : 平成15年1月

(注記事項)

・業務を実施するための民間事業者の使用させた国有財産及び備品については無償で貸与した。

(国有財産及び備品の貸与品)

中央監視室: 事務机1台、会議机2台、椅子8脚、書庫10面、内線電話1台、冷蔵庫1台、電子レンジ1台

待機室: 内線電話1台、エアコン1台

4 従来の実施における目的の達成の程度

障害時の緊急時の対応未実施件数・・・0件

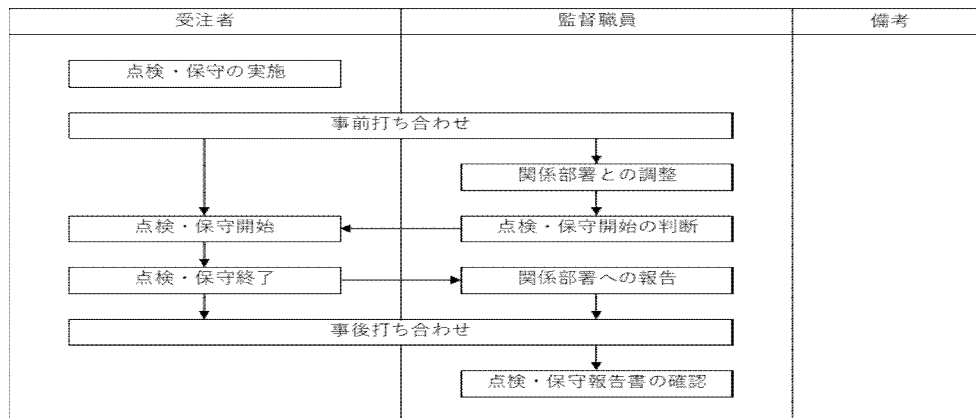
作業員等の人身事故の発生件数・・・0件

性能評価センターの機械施設の不具合発生件数・・・0件

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

1.業務フロー図については以下のとおりです。

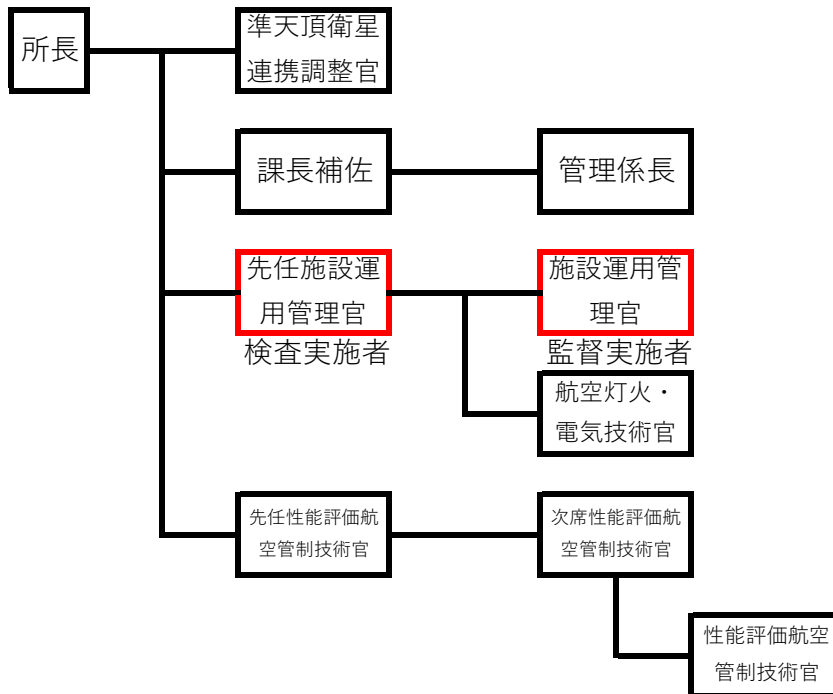


2. 従来業務の業務分担及び【民間競争入札】による業務分担の関係は以下の業務区分表のとおりです。

業務区分表

業務内容	現状		民間競争入札	
	航空局	受託者	航空局	受託者
機械施設保全業務		○		○

3. 従来業務を実施してきた部署は以下の組織図のとおりです。



※入札手続は国土交通省航空局予算・管財室の契約係となる

(注記事項)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 殿

住 所

商号又名称

代表者役職
代表者氏名
(代表者印)

※押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

本件責任者氏名
本件責任者連絡先

担当者氏名
担当者連絡先

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで入札公告のありました下記件名に係る競争に参加する資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 件 名：性能評価センター機械施設保全業務

2. 提出書類：

- ・競争参加資格確認資料 1部
- ・誓約書 1部

企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

- 入札参加グループの場合は、入札参加グループの構成企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記する。また、共同企業体の構成企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載する。その際には、入札参加グループの構成企業間の連絡体制が把握できるようにすること。

2. 業務実績及び配置予定業務責任者			
■本実施要項3. (11) で示す業務実績及び配置予定の業務責任者を記載すること。			
①保全業務実績	A. 機械設備保全業務		
	契 約 件 名		
	発 注 者 名		
	契 約 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	保 全 業 務 概 要	空 調 規 模	
		空 調 方 式	
		制 御 方 式	
		監 視 方 式	
	B. 電源設備保全業務		
	契 約 件 名		
	発 注 者 名		
	契 約 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	業 務 概 要	高 圧 受 配 電 設 備	
		発 電 設 備	
無 停 電 電 源 設 備			
②配置予定の 業務責任者	予 定 ①	業 務 責 任 者 氏 名	
		業 務 責 任 者 資 格	
		業 務 責 任 者 の 業 務 経 験	
	予 定 ②	業 務 責 任 者 氏 名	
		業 務 責 任 者 資 格	
		業 務 責 任 者 の 業 務 経 験	

3. 本業務実施の考え方

- 本実施要項1. で示す業務ごとに年次計画を記載すること（引継ぎの期間を含む。）。本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 本業務実施の考え方

■本実施要項1. で示す業務の実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載し、必要とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

また、緊急時（本業務の実施に当たり通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

5. 本業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、3枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

なお、必要に応じ、業務ごとに提案書を作成（3枚以内）することができる。

1. 保全業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

6. 従来の実施方法に対する改善提案（総括表）			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。</p> <p>なお、下記に改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
		提案の有無	有 無
業務項目 ※実施要項に定める 項目を明記	提案の概略		

7. 従来の実施方法に対する改善提案

■提案を行う各業務の1項目につき2枚以内とする。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 殿

住 所

商号又名称

代表者役職
代表者氏名
(代表者印)

※押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の
氏名及び連絡先を明記すること。

本件責任者氏名
本件責任者連絡先

担当者氏名
担当者連絡先

誓 約 書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号(第11号を除く。)の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(意見聴取対象者リスト様式)

公共サービスの内容				
落札予定事業者		住所又は所在地		
意見聴取対象者				
上記事業者との関係	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所

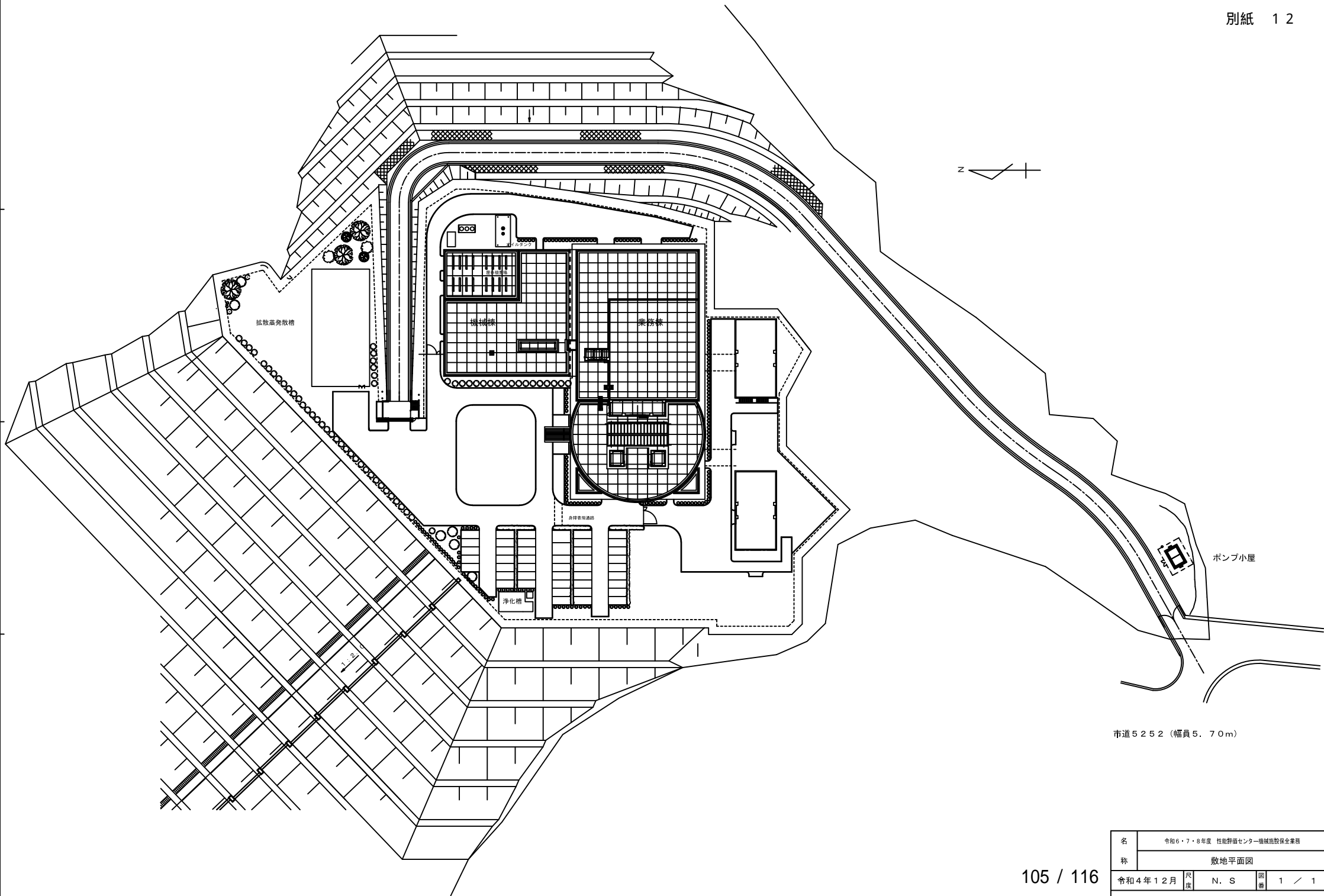
- ※1 記載されている個人情報については、暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- ※2 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して記載して下さい。
- ※3 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。
- ※4 意見聴取の対象、必要な事項は「意見聴取に必要な事項一覧表」のとおりとする。

意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
落札予定事業者の市場者合	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

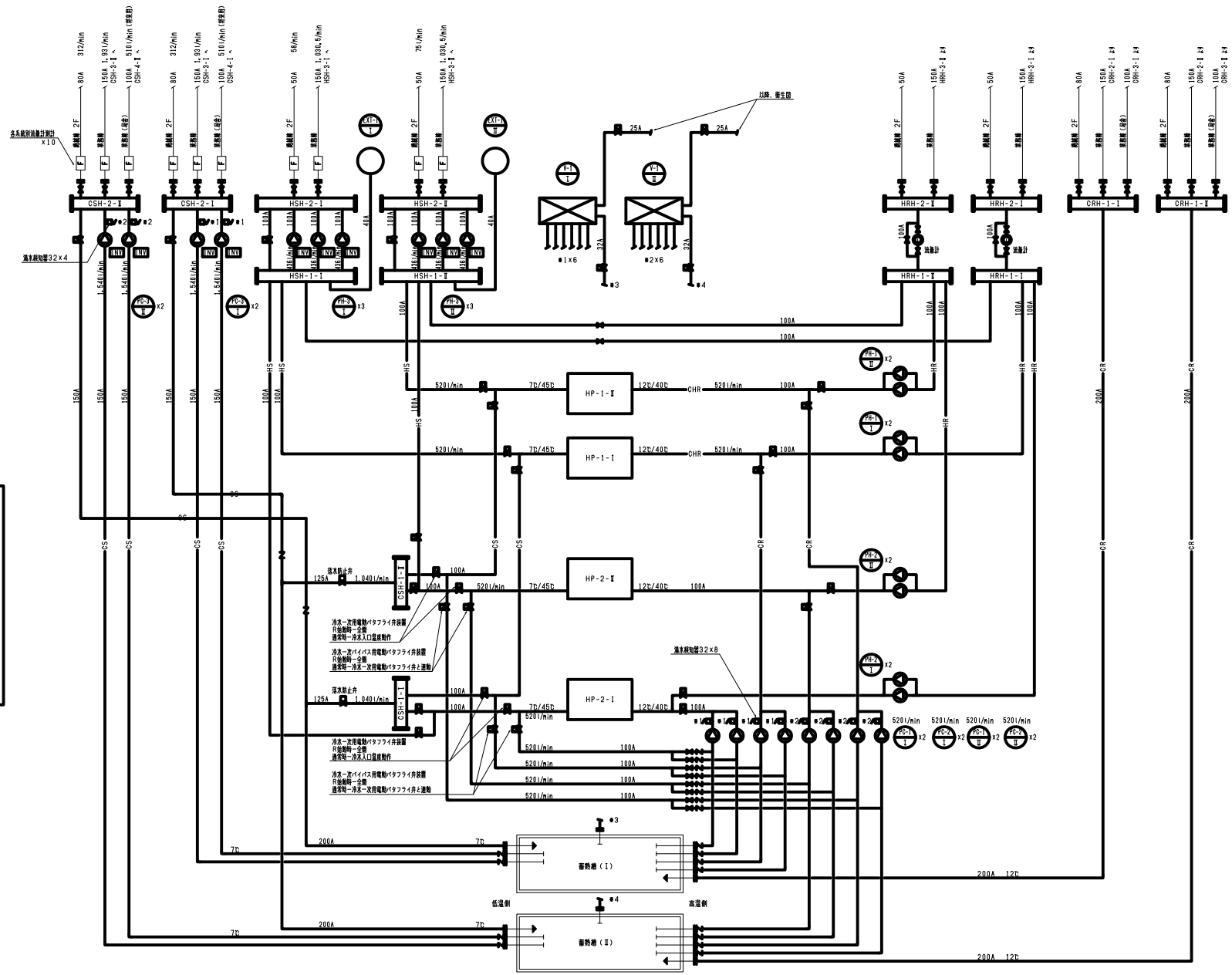
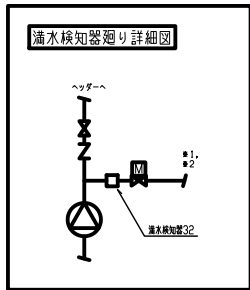
(留意事項)

- ※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。
- ※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。
- ※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- ※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。



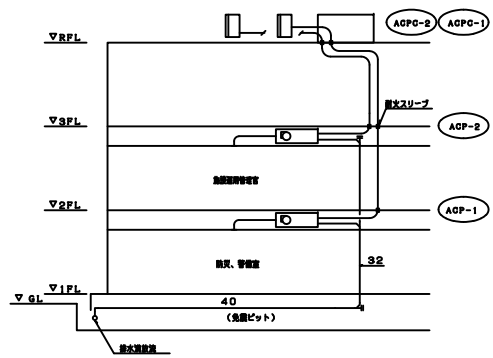
105 / 116

名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務		
称	敷地平面図		
令和4年12月	尺 度	N. S	図 番 1 / 1
航空局性能評価センター施設運用管理官			

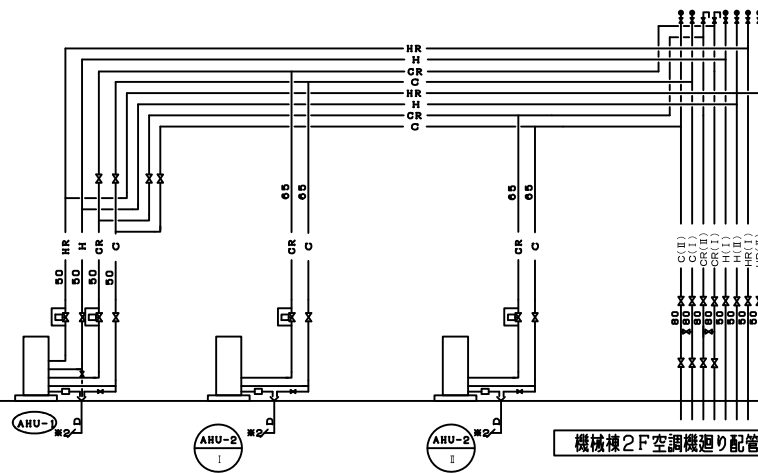


機械棟熱源機械室

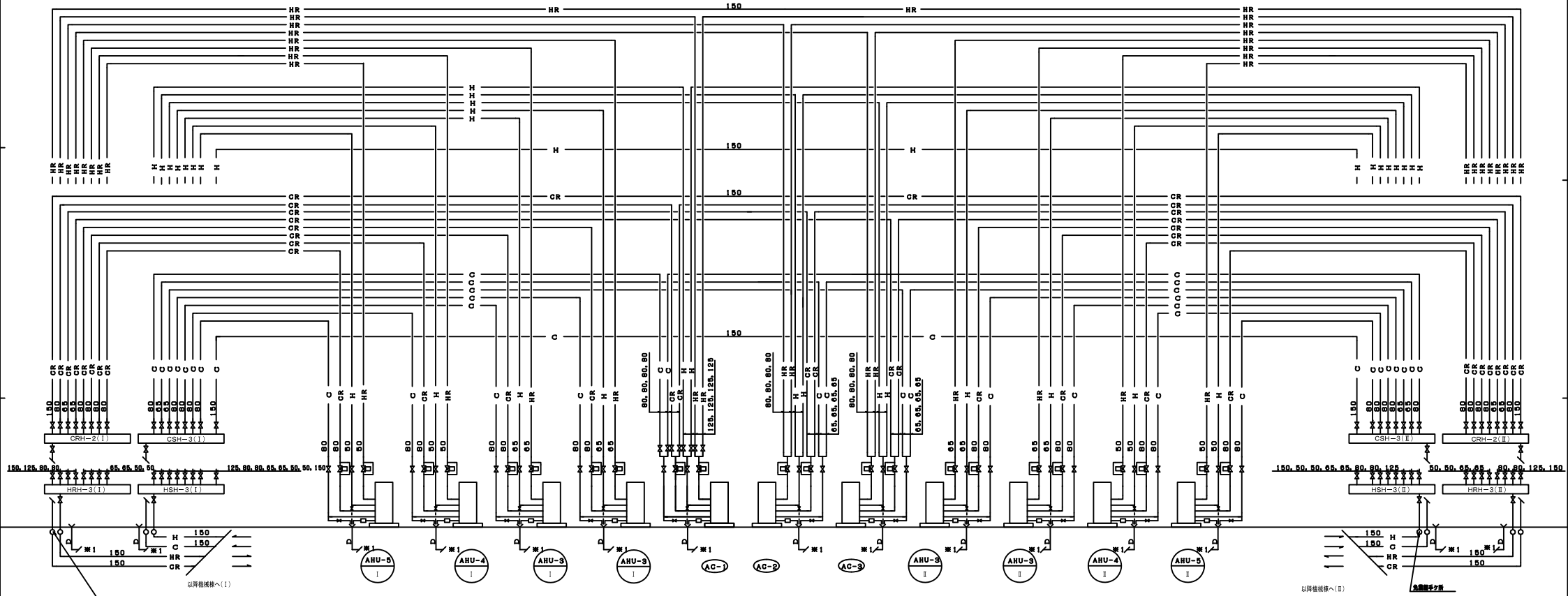
名	令和6-7-8年度 性能評価センター機械設備整備施設
称	熱源周り空調配管システム図
令和4年12月	尺 度 N, S 番 1 / 7
航空局性能評価センター施設運用管理官	



業務棟ルームエアコン配管



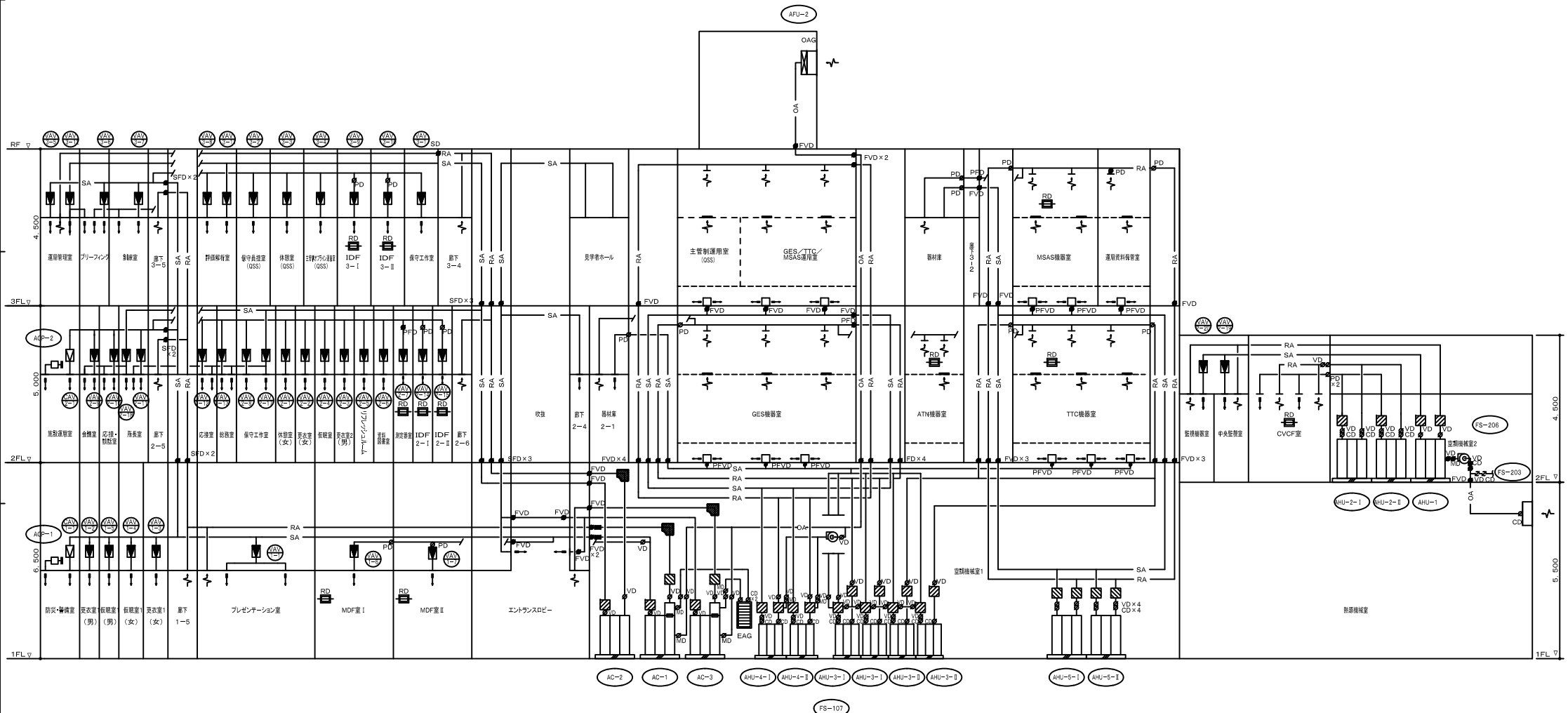
機械棟2F空調機廻り配管



業務棟空調機廻り配管

※1は 1F機械棟トレンチへ接続
 ※2は 1F機械棟トレンチへ接続

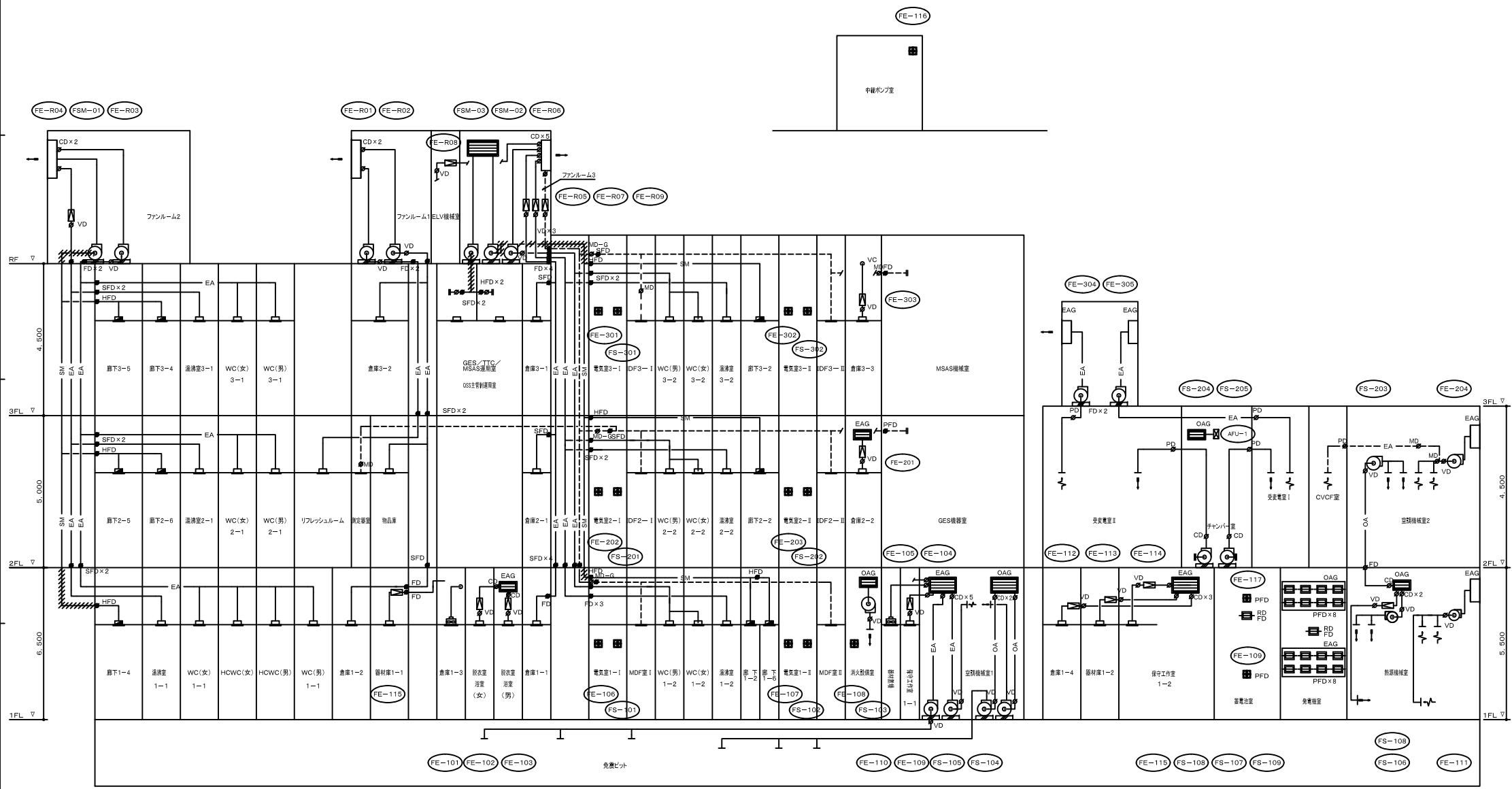
名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務		
称	空調配管系統図(1)		
令和4年12月	尺 寸	N. S	図 番 2 / 7
航空局性能評価センター施設運用管理官			



業務棟

機械棟

名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務		
称	空調ダクト系統図		
令和4年12月	尺 寸	N. S	図 番
			3 / 7
航空局性能評価センター施設運用管理官			

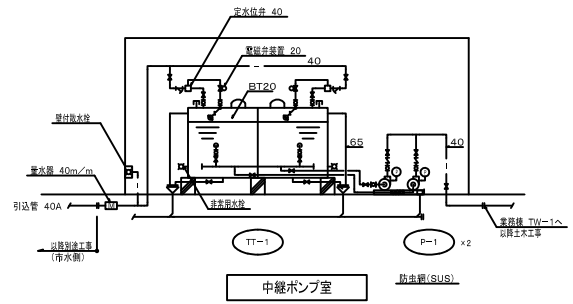
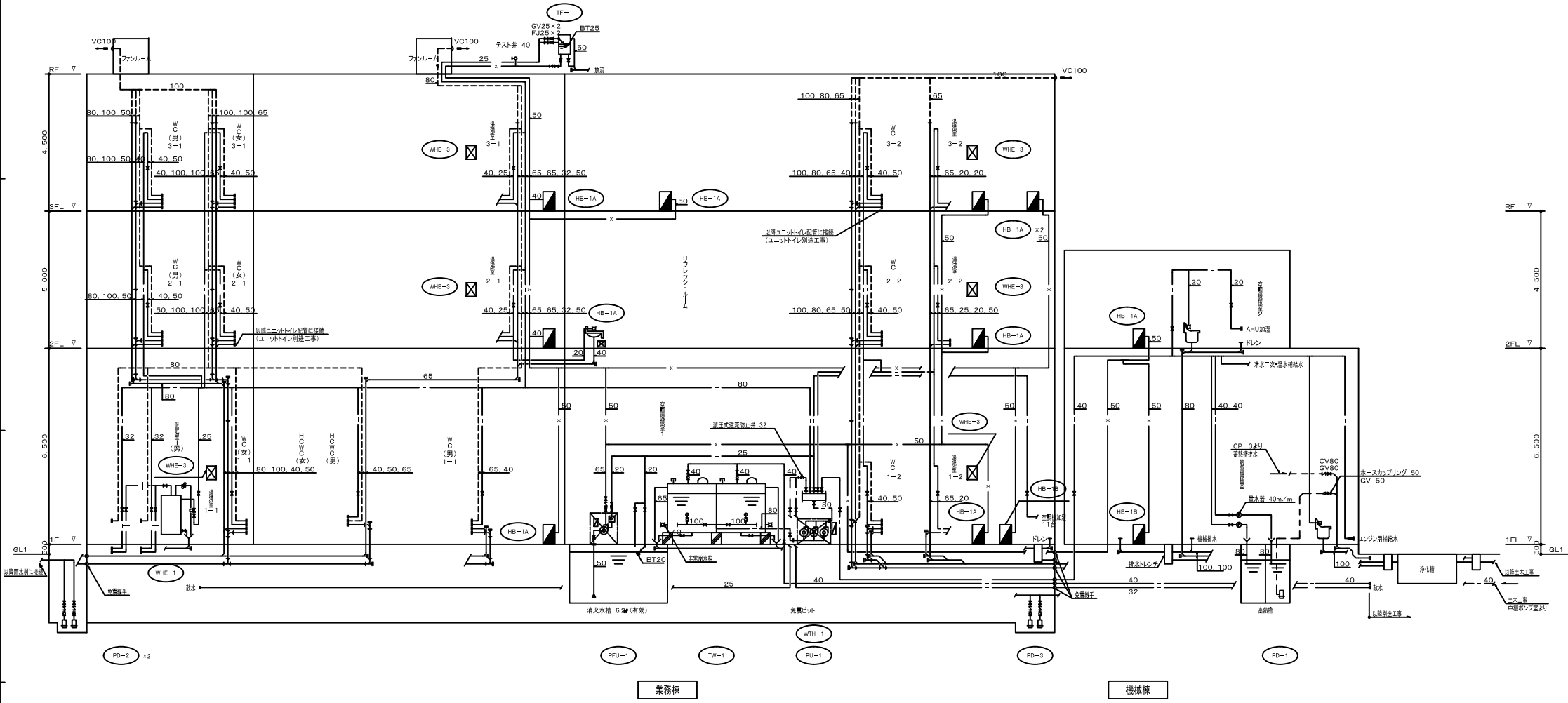


業務棟

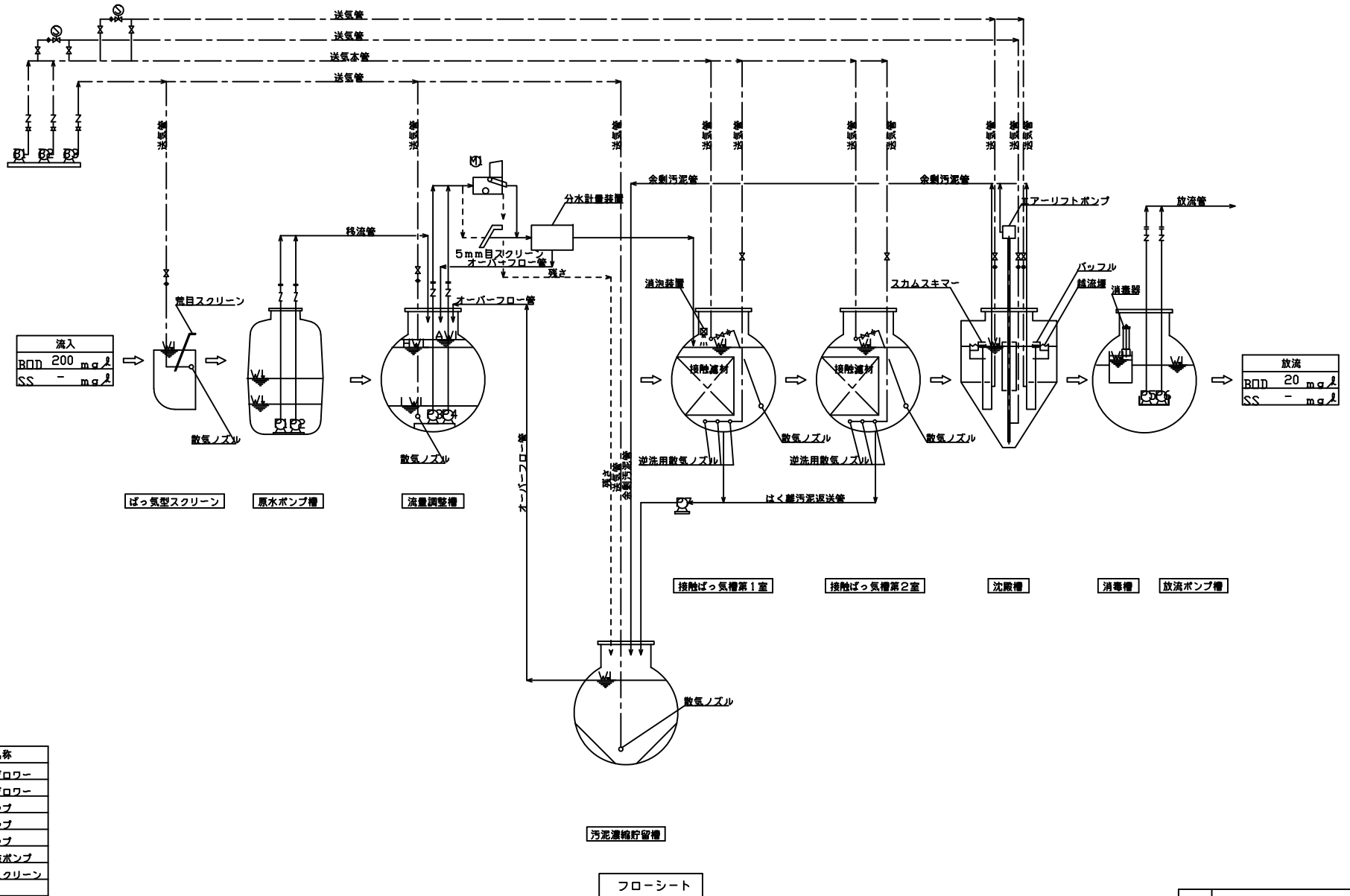
機械棟

注) // 耐火ダクトを示す。(1.6mm+RW25mm)
 --- は消火ガス排気ダクトを示す。

名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務
称	換気・排煙ダクト系統図
令和4年12月	尺 度 N, S 図 番 4 / 7
航空局性能評価センター施設運用管理官	

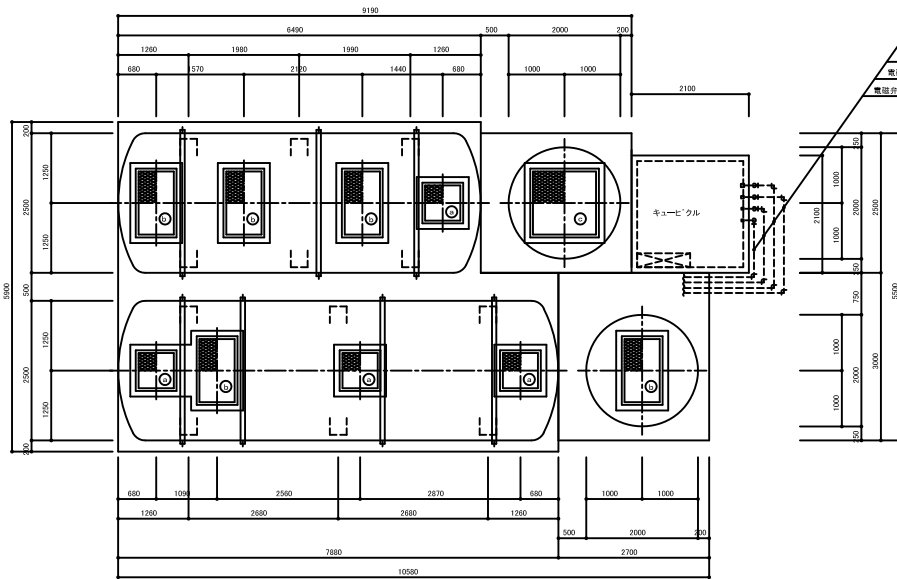


名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務		
称	給排水衛生系統図		
令和4年12月	尺 寸	N. S	図 番
			5 / 7
航空局性能評価センター施設運用管理官			

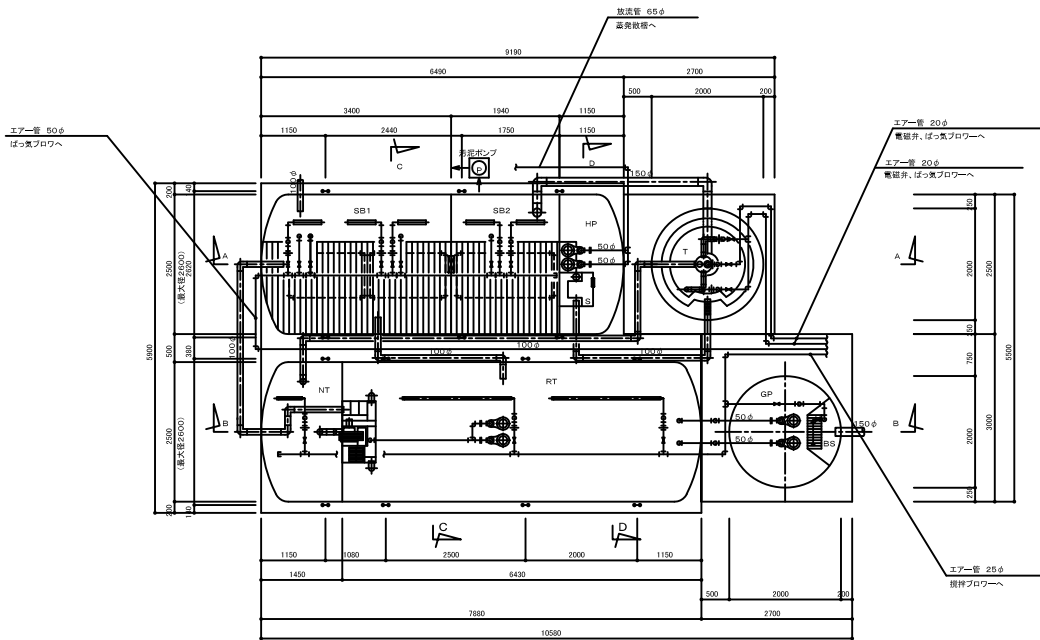


記号	名称
B1 B2	ばっ気ブロー
B3	攪はんブロー
P1 P2	原水ポンプ
P3 P4	計量ポンプ
P5 P6	放流ポンプ
P7	汚泥引抜ポンプ
M1	微細目スクリーン
S	電磁弁

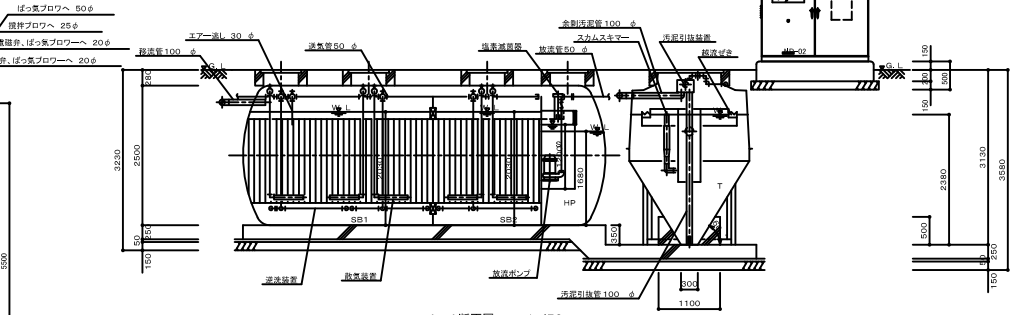
名	令和6・7・8年度 性能評価センター機能設備保全等
称	浄化槽設備、平面、断面、フロー図
令和4年12月	尺 寸 N. S 図 6 / 7
航空局性能評価センター施設運用管理官	



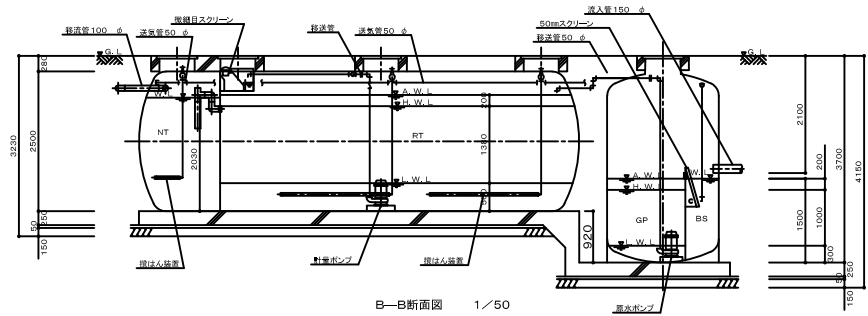
上部平面図 1/50



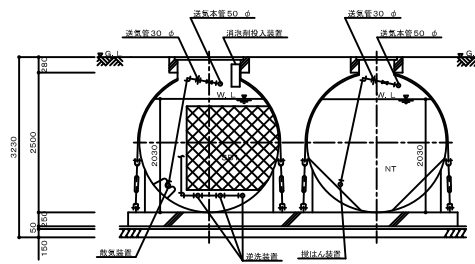
内部平面図 1/50



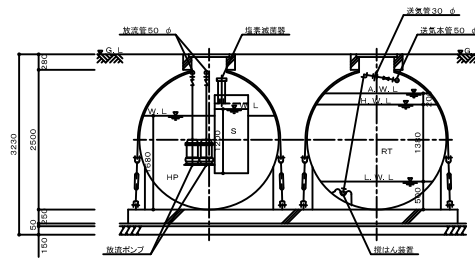
A-A断面図 1/50



B-B断面図 1/50



C-C断面図 1/50



D-D断面図 1/50

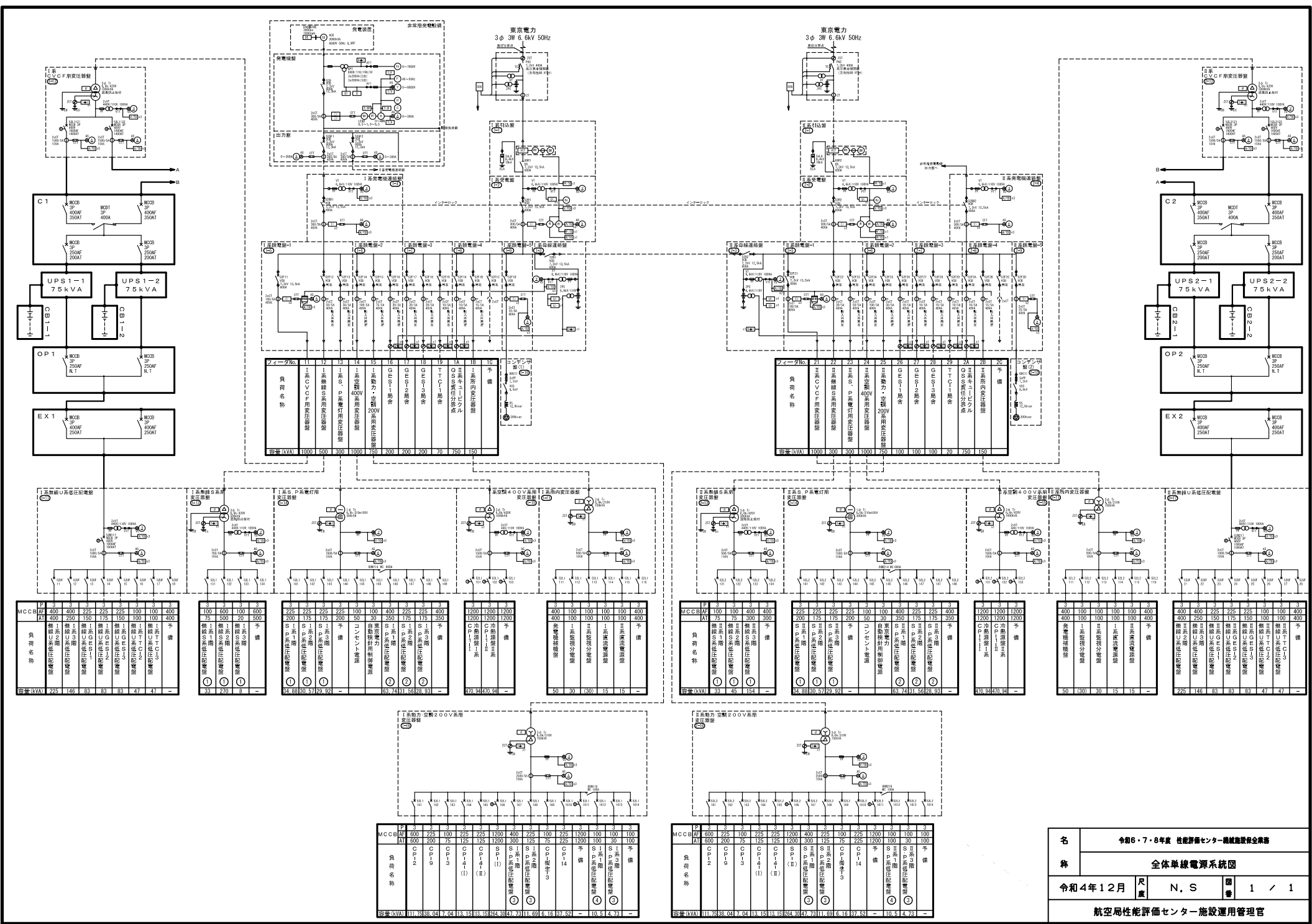
設備仕様表		NO. TK 2128	
運転水量	1282分	8.0(2)	接触型浄化方式
運転人数	118		人
排水水量	30.00		m ³ /d
形式名称	PH 20 II-118 D型		
製造番号	「R 95」-68R-003-1		

記号	機名	容量/仕様
NT	活性炭スクリーン	0.70 m ³
GP	潜水ポンプ	2.68 m ³
RT	活性炭層	20.27 m ³
SB1	接触型浄化槽(第1室)	12.26 m ³
SB2	接触型浄化槽(第2室)	8.20 m ³
T	冷却塔	4.26 m ³
S	浴槽	0.43 m ³
HP	循環ポンプ	2.98 m ³
N T	汚濁負荷調整槽	4.98 m ³

機名	仕様
ばっ気ブロワー	80 A X 1.12 m ² 1.5 KW X 2 台
循環ポンプ	85 A X 0.24 m ² /min X 0.4 KW X 1 台
潜水ポンプ	80 A X 0.24 m ² /min X 0.4 KW X 2 台
循環ポンプ	80 A X 0.12 m ² /min X 0.25 KW X 2 台
活性炭スクリーン	2 mm X 93 mm X 95 W X 1 台
活性炭	850 A X 18 m ² /min X 25 W X 1 台
冷却塔	85 A X 0.11 m ² /min X 0.8 PS X 1 台

記号	寸法	設置	仕様	種類
a	700 X 700	4 T 2		マンホール
b	700 X 1,200	5 T 2		マンホール
c	1,200 X 1,200	1 T 2		マンホール

注)マンホールは安全荷重500kg仕様の製品とする



ブレーカNo.	12	13	14	15	16	17	18	19	1A	1B	10
負荷名称	I系VCF用受任特設	I系各種S系前受圧降変圧器	I系S-P系電灯前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	I系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	1000	500	300	1000	750	200	200	200	200	750	150

ブレーカNo.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	2A	2B	20
負荷名称	II系VCF用受任特設	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	1000	300	300	1000	750	100	100	100	20	750	150	

MCCB	1P	400	400	225	225	100	100	400
AI	400	250	150	175	150	100	100	400
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	225	146	83	83	83	47	47	-

MCCB	1P	100	650	100	600
AI	75	500	20	500	
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	83	700	9	-	-

MCCB	1P	225	225	225	100	100	400	225	225	400
AI	200	175	175	200	50	30	350	175	175	350
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83

MCCB	1P	1200	1200	1200
AI	1200	1200	1200	
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備	
容量(kVA)	83	34	40	34

MCCB	1P	400	100	100	100	100	100	400
AI	400	100	100	100	100	100	100	400
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	50	30	680	15	15	-	-	-

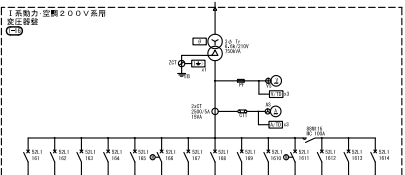
MCCB	1P	100	100	400	400
AI	75	75	300	300	
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備	
容量(kVA)	83	45	184	-	-

MCCB	1P	225	225	225	100	100	400	225	225	400
AI	200	175	175	200	50	30	350	175	175	350
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83

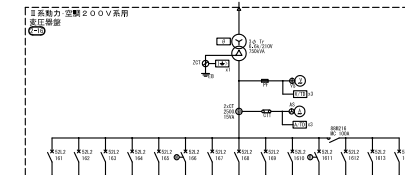
MCCB	1P	1200	1200	1200
AI	1200	1200	1200	
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備	
容量(kVA)	83	34	40	34

MCCB	1P	400	100	100	100	100	400
AI	400	100	100	100	100	100	400
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	50	30	680	15	15	-	-

MCCB	1P	400	400	225	225	100	100	400
AI	400	250	150	175	150	100	100	400
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	225	146	83	83	83	47	47	-

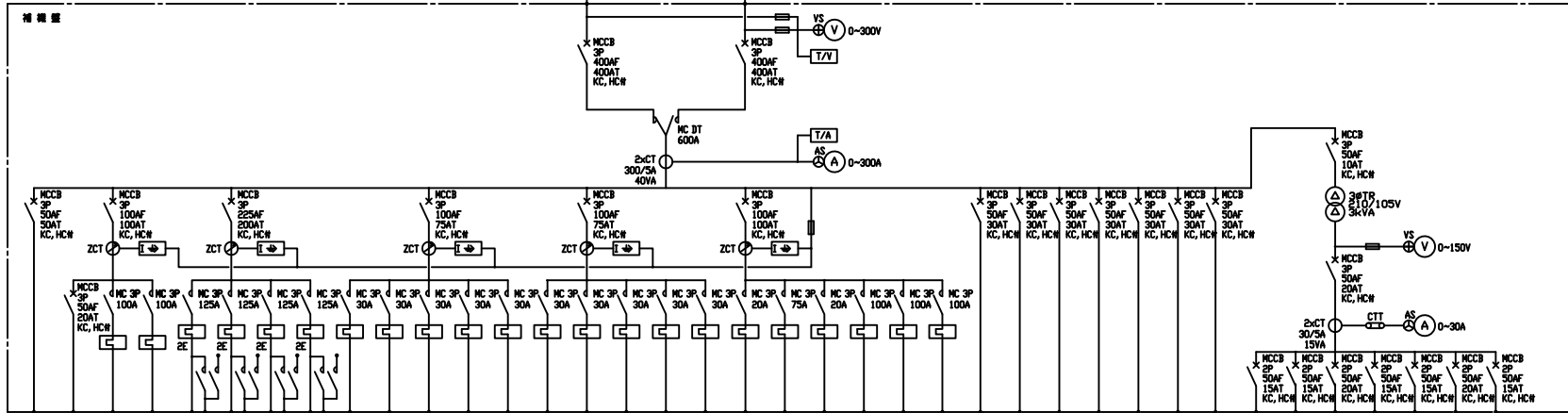
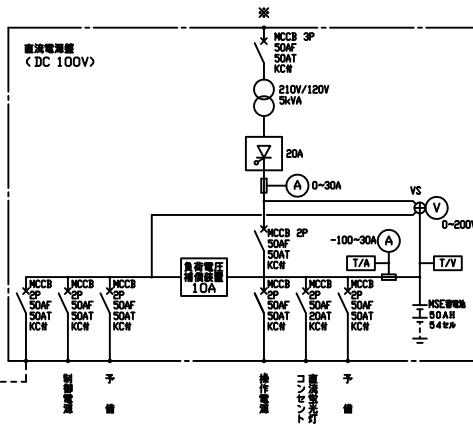
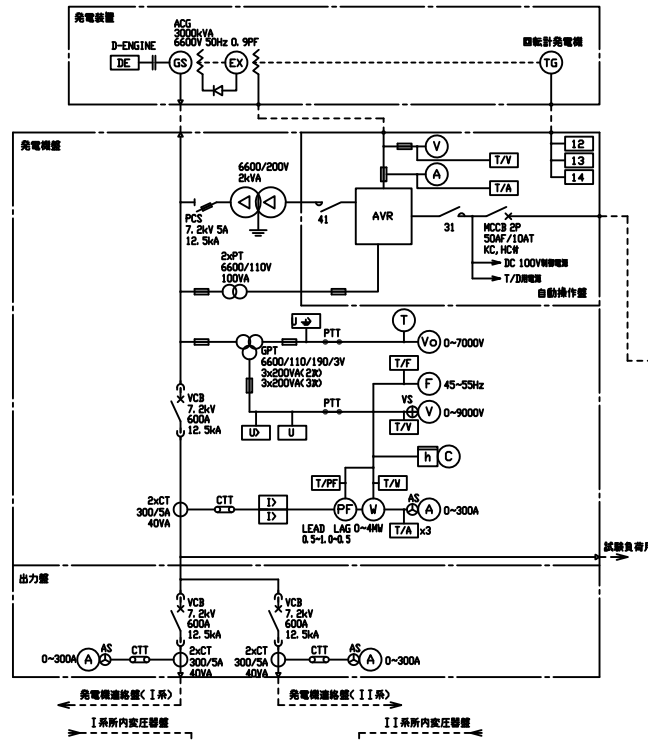


MCCB	1P	3	3	3	3	3	3	3
AI	600	225	100	225	1200	400	225	100
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	111	38	04	7	04	13	15	13



MCCB	1P	3	3	3	3	3	3	3
AI	600	200	75	225	1200	400	225	100
負荷名称	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	II系各種S系前受圧降変圧器	予備
容量(kVA)	111	38	04	7	04	13	15	13

名 令用6・7・8年度 性能評価センター機械設備安全業務
 称 全体単線電源システム図
 令和4年12月 尺 N, S 図 1 / 1
 航空局性能評価センター施設運用管理官

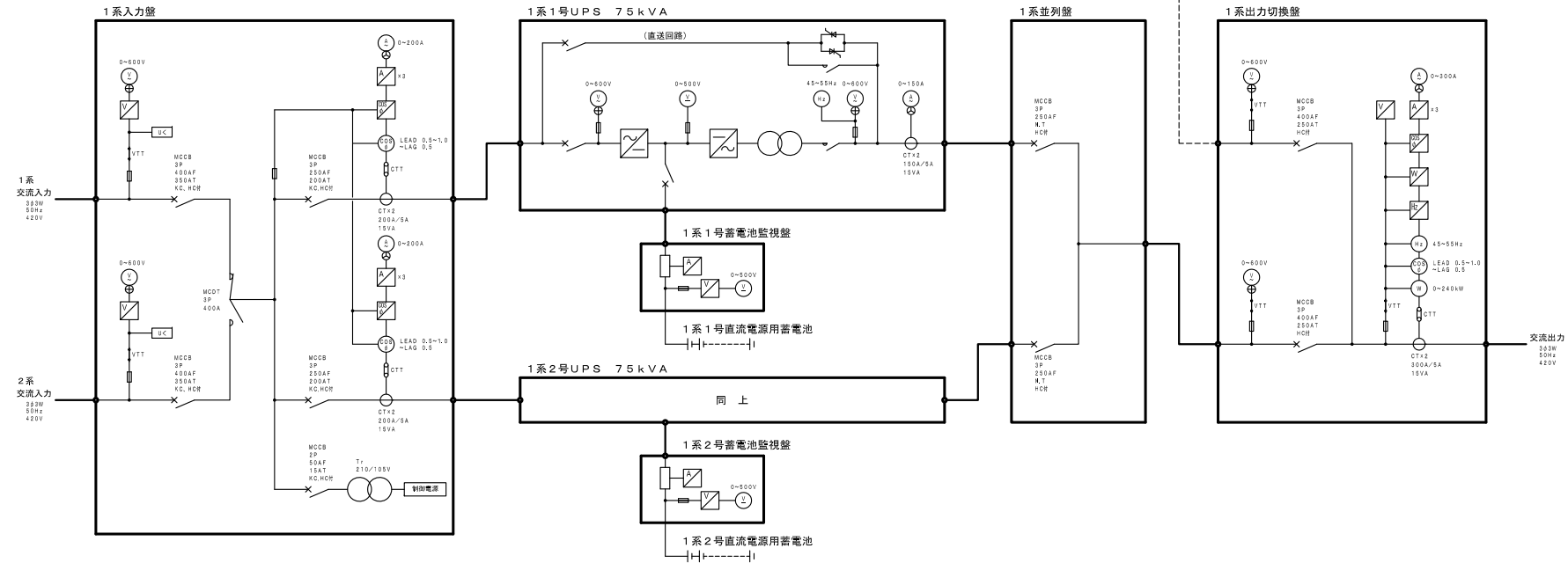


電圧(V)	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	105	105	105	105	105	105	105
相数(kW)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
容量(kVA)	4.6	5.5	5.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
負荷設備	制御用直流電源装置	油圧シヤッタ	空気圧縮機	空気圧縮機	No. 1 放熱装置冷却ファン	No. 2 放熱装置冷却ファン	No. 3 放熱装置冷却ファン	予備 (2)	No. 1 換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	No. 3 換気用圧力扇 (給気用)	No. 4 換気用圧力扇 (給気用)	蓄電池室圧力扇	換気用圧力扇 (排気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)	換気用圧力扇 (給気用)

名 令和6・7・8年度 性能評価センター機能設備整備
 称 発電設備単線電源系統図
 令和4年12月 尺 寸 N. S 図 1 / 1
 航空局性能評価センター施設運用管理官

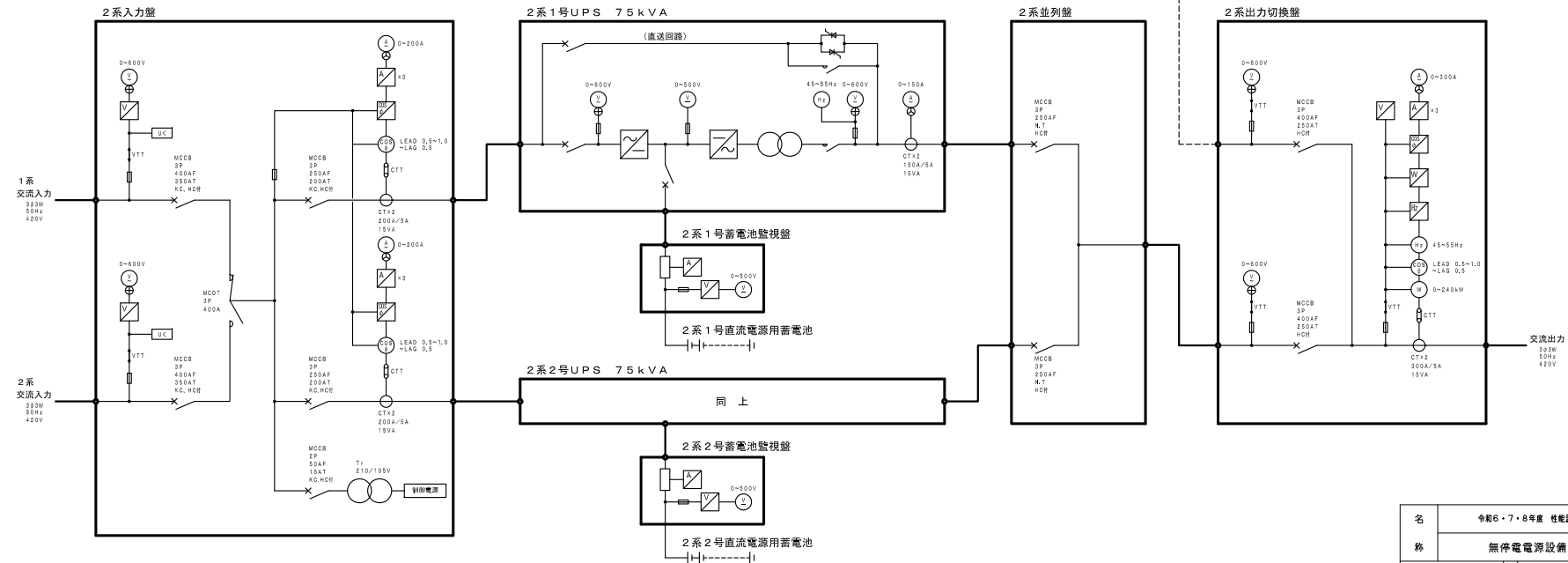
363W
30Hz
交流入力 ~ 420V
(※将来接続予定)

(保守回路)

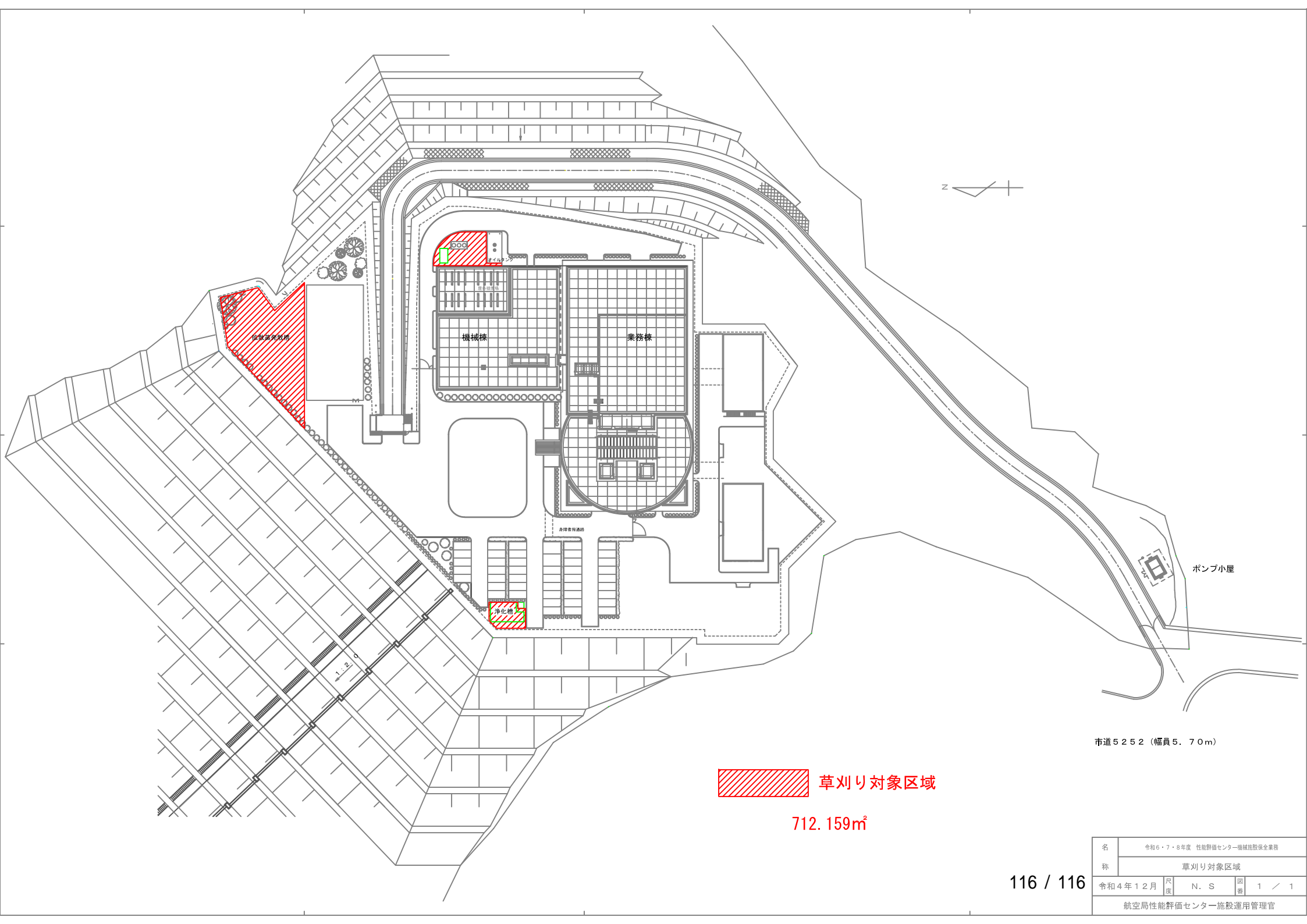


363W
30Hz
交流入力 ~ 420V
(※将来接続予定)

(保守回路)



名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務			
称	無停電電源設備 単線電源系統図			
令和4年12月	尺	N, S	図	1 / 1
航空局性能評価センター施設運用管理官				



 草刈り対象区域

712.159㎡

市道5252 (幅員5.70m)

名	令和6・7・8年度 性能評価センター機械施設保全業務			
称	草刈り対象区域			
令和4年12月	尺 度	N. S	図 番	1 / 1
航空局性能評価センター施設運用管理官				